

福祉文教常任委員会議事録

(令和3年9月8日)

福祉文教常任委員会議事録

- 1 日 時 令和3年9月8日(水) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 山田 強 副委員長 建石 良明
委員 斧田 秀明 西田いく子
藤井千代美 辻本 博之
辻本 馨 中村 直幸
森田 忠彦
議長 村井 浩二
- 4 欠席委員 _____
- 5 説明員 町 長 田中 祐二 教育次長 池田 貴則
副町長 藤原 幹 秘書政策課長 東條 信也
教育長 勝良 憲治 会計管理者 奥埜 哲生
兼会計課長
政策総務部長 小角 孝彦 福祉介護課長 武部 勝浩
まちづくり推進部長 村上 正規 いきいき健康課長 松井 靖
健康福祉部長 子安 逸二 保険医療課長 松岡 健一
- 6 議会事務局 事務局長 上田 周治 書記 植木 友也
- 7 傍聴者 _____
- 8 会議に付した事件
- (1) 認定第 2号 令和2年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- (2) 認定第 5号 令和2年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- (3) 認定第 6号 令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- (4) 議案第28号 令和3年度太子町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- (5) 議案第29号 令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- (6) 請願第 2号 「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂をあらゆる埋立に使用しないよう求める意見書」の提出を求める請願

午前 9時30分 開 会

○山田委員長 皆さん、おはようございます。

本日、福祉文教常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。

福祉文教常任委員会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、決算認定としまして認定第2号、令和2年度太子町国民健康保険康保険特別会計歳入歳出決算認定についてほか2件、予算案としまして議案第28号、令和3年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）ほか1件、以上、合わせまして5件の議案でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご認定並びにご議決賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

○山田委員長 本日は全員出席していただいておりますので、会議は成立いたしました。

これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、決算認定案件が3件、補正予算案件が2件、請願案件が1件の計6件でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

まず、決算認定案件の認定第2号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

歳入歳出を通して説明を受けたいと思います。

本件について説明を求めます。

○松岡保険医療課長 おはようございます。

それでは、私のほうから、認定第2号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、内容のご説明を申し上げます。

それでは、まず、附属説明資料をお願いいたします。

1頁の歳入のほうから説明させていただきます。

表の一番下の歳入合計でございますが、14億1千763万円、前年度に比べまして

6千463万3千円、4.4%の大幅な減となっております。これは、歳出の保険給付費が減少したことで、その財源として大阪府から交付される保険給付費等交付金も減少したほか、被保険者数の減や保険料収入が減少したことが主な要因でございます。

次に、歳入の主な内容でございます。歳入の柱となる保険料は、トータルで3億1千296万5千円で、前年度と比べ859万7千円、2.7%の減となっております。減の主な要因ですが、医療の高度化や被保険者の高齢化などによる大阪府域での医療費の増加や全国的な介護給付費の伸びに伴い、増加する事業費納付金への対応として保険料率の引き上げを行ったものの、被保険者数の大幅な減少と新型コロナウイルス感染症による影響により減免を行ったことにより減少となったものでございます。

次に、国庫支出金516万5千円は、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免の財源措置として災害等臨時特例補助金が368万円で皆増となったほか、オンライン資格確認に伴う電算改修に対する社会保障税番号制度補助金が148万5千円交付されております。

次の府支出金は9億6千902万7千円、前年度と比べて4千838万3千円、4.8%の大幅な減となっております。減の要因といたしましては、国保の広域化に伴い、平成30年度から保険給付費給付等に必要となる財源は原則として大阪府から保険給付費等交付金として交付されておりますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により受診控えがあったものと考えられ、歳出の保険給付費が前年度に比べ大幅に減少したことで保険給付費等交付金も減となっております。

次に、一般会計からの繰入金ですが、総額で1億261万7千円、前年度と比べて340万7千円、3.2%の減となっております。減の主な要因といたしましては、出生件数の減に伴う出産育児一時金と繰入金の減によるものでございます。

次に、基金繰入金は1千300万円で、前年度と比べ300万円、30%の増となっております。これは、平成31年度から急激な保険料の上昇を抑制する目的として国民健康保険財政調整基金から繰入れをしており、前年度は1千万円減でございました。

歳入の最後でございますが、諸収入で169万5千円、前年度と比べ75万9千円、81.1%の増で、これは主に平成30年度に実施した大阪府国民健康保険事業費納付金のうち退職被保険者に係る概算保険給付費が精算により下回ったため、大阪府から返還されたことが要因となっております。

以上が歳入の主な内容でございます。

次に2頁をお願いいたします。歳出でございます。

歳出の主な内容ですが、まず、保険給付費で、総額が9億3千354万2千円、前年度と比べまして5千359万9千円、5.4%の減となっております。減の主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響と見られる受診控えが考えられ、一般被保険者に係る療養給付費等では5千285万3千円、5.4%の減となっております。

なお、平成31年度で退職者医療制度の経過措置は終了しておりますが、過年度に係る退職者医療の療養給付金として前年度比較で56万6千円の減の1万9千円を支出しております。

次に、事業費納付金ですが、総額で4億2千421万2千円、前年度と比べ192万5千円、0.5%の微増となっております。これは、医療費の伸び率を踏まえた府内市町村の事業費納付金、これは令和2年4月に行われた大阪府の国民健康保険料の本算定でございますが、これにつきまして一般被保険者療養給付費分で434万4千円の増、後期高齢者支援金分で3万2千円の増、介護給付費分では217万5千円の減となっております。

次に、保健事業費ですが、1千665万3千円、前年度と比べて41万円、2.4%の減となっております。

また、基金積立金では1千278万8千円、前年度と比べて1千239万6千円、49.2%の減となっております。

歳出の最後でございます。諸支出金でございますが、86万4千円、前年度に比べ291万6千円、77.1%の減となっております。減の主な要因といたしましては、国保の財政運営が広域化されたことで、療養給付費、国庫負担金等の受入れが太子町から大阪府に変わったことで、本町の特別会計において、療養給付費、国庫負担金等の精算の必要がなくなったことに伴い、国・府支出金等返還金が減となったものでございます。

以上、歳出合計14億354万1千円で、前年度と比べて6千574万2千円、4.5%の減となっております。なお、実質収支額では、1千408万9千円の黒字決算となっております。

次に、歳出の表の下に国民健康保険財政調整基金の状況を記載しております。令和2年度末の基金残高は、前年度より21万1千715円減の8千981万7千505円となっております。

次に、3頁をお願いいたします。

被保険者並びに令和2年度中の被保険者の異動の状況を表しております。

2、被保険者世帯数及び被保険者数の状況ですが、世帯数で48世帯、被保険者総数では103人の減少となっております。一般、退職被保険者ともに減少が続いておりますが、これは国民健康保険被保険者の高齢化に伴い、75歳到達による後期高齢者医療保険に移行される方が近年増加していることなどによるものでございます。

なお、退職被保険者等については、退職者医療制度の経過措置が平成31年度をもって終了しておりますので、3、退職被保険者等の世帯数及び被保険者数の状況は、世帯、被保険者数ともにゼロとなりました。

次の4頁、お願いします。

こちらの頁は、3頁の被保険者の異動の状況をグラフにしたものでございます。

次に、5頁、お願いします。

5、保険料収納状況でございます。表頭の右から3列目が令和2年度の収納率となっております。一般被保険者の現年度分で96.8%、前年度より0.4ポイントの上昇で、11年連続の上昇となっております。退職被保険者の現年度分は、経過措置終了により被保険者がおられなかったことから、収納はございませんでした。

また、滞納繰越分は、年間を通じたコールセンターによる滞納者への納付勧奨や、大阪府域地方税徴収機構と連携した収納対策など、この間の取組により滞納整理が進んだことで滞納額自体が減少していることから、滞納繰越分で45.5%の収納率となり、前年度より2.7ポイントの上昇となっております。

次に、6、保険料の1世帯当たり及び1人当たりの額ですが、1世帯当たりの保険料は17万3千830円、1人当たりの保険料は10万2千991円となっております。1世帯当たり、1人当たりともに前年度に比べ保険料は上昇いたしております。

なお、参考でございますが、平成31年度の一般被保険者1人当たりの保険料については、平成29年度、平成30年度と同じく、大阪府内で11番目となっております。

次に、7、保険料の賦課状況、(2)保険料減免等の状況でございますが、非自発的失業者に対する減免等のその他減免で27件、金額にしまして387万6千200円となっております。政令軽減につきましては、前年度より33世帯減の合計952世帯、国民健康保険加入世帯全体の53.5%の世帯が軽減を受けているという状況でございます。

次に、6頁をお願いします。

8、一般被保険者に係る医療給付金の状況でございます。令和2年度の医療給付費全体の件数ですが、前年度と比べて4千252件、9.6%減の4万2千841件となっております。また、費用額全体は10億9千171万4千643円で、前年度と比べて7千132万9千746円、6.1%の減となっております。

次に、7頁でございます。

9、退職被保険者等に係る医療給付費の状況でございます。退職被保険者等につきましては、被保険者の状況の説明の際にも説明をいたしました。退職者医療制度の経過措置が平成31年度をもって終了しております。しかしながら、過年度に係る療養給付費として前年度比較で56万6千円減の1万9千円を支出しております。

最後に、8頁、お願いします。

一般被保険者1人当たりの医療費の推移をグラフで表しており、36万3千179円で、前年度と比べ1万1千151円、3.0%の減となっております。また、平成31年度の数字ということになりますが、37万4千330円となっており、これは一般被保険者の医療費で、府内で39番目という状況でございました。

それでは、決算書のほうをお願いいたします。

230頁、231頁をお開きください。まず、歳出のほうからご説明いたします。

1款総務費でございます。1項総務管理費、1目一般管理費、支出済額903万4千791円。一般管理事業の主なものは、被保険者証等の印刷、郵送料、電算システムプログラム変更委託料、国民健康保険団体連合会への電算委託料、第三者行為、交通機関になりますが、に係る求償事務手数料並びに国民健康保険団体連合会への市町村負担金となっております。

2項徴収費、1目賦課徴収費、支出済額635万84円。賦課徴収事業の主なものとしましては、納付書及び関係書類の印刷費、郵送料、口座振替手数料やコンビニ収納代行業務委託料、マルチペイメントネットワーク協議会負担金となっております。

3項運営協議会費、1目運営協議会費、支出済額8万4千378円。232、233頁をお願いします。令和2年度の国民健康保険運営協議会2回の開催に係る委員報酬等でございます。

次に、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、支出済額7億9千万7千586円、対前年度比6.1%の減となっております。

2目退職被保険者等療養給付費、支出済額1万9千264円、対前年度比96.8%

の減となっております。一般被保険者療養給付費の減の主な要因は、被保険者数の減少もさることながら、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う受診控えがあり、受診件数や1人当たりの医療費も前年度と比べ大幅な減に転じたことから、医療給付費も減となったものでございます。

また、退職被保険者等療養給付費は、退職者医療制度の経過措置が平成31年度で終了したものの、経過措置期間中に発生した過年度の療養費の給付があったものでございます。

3目一般被保険者療養費、支出済額1千816万9千639円、対前年度比15.9%の増となっております。

4目退職被保険者等療養費につきましては、支出はございませんでした。

5目審査支払手数料、支出済額198万3千332円、対前年度比4.3%の減となっております。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、支出済額1億1千873万9千164円、対前年度比0.6%の微減となっております。

234、235頁をお願いします。2目退職被保険者等高額療養費については、令和2年度は支出はございませんでした。

3目一般被保険者高額介護合算療養費、支出済額4万9千162円、対前年度比15.4%の減となっております。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費については、これにつきましても令和2年度は支出はございませんでした。

3項助産諸費、1目出産育児一時金、支出済額164万8千円は、被保険者が出産したときに出産した子ども1人につき42万円が出産育児一時金として支給されるもので、令和2年度は4人となっております。

4項葬祭諸費、1目葬祭費、支出済額105万円は、被保険者の方が亡くなられたときに葬祭費が支給されます。令和2年度につきましては21件となっております。こちらは1件当たり5万円の支給でございます。

5項精神・結核医療給付金、1目精神・結核医療給付金、支出済額187万5千694円は、障害者総合支援法に基づく自立支援医療の精神通院医療費及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療費に関する法律に基づく結核医療費に係る本人負担分を任意給付するものでございます。

6項移送費につきましては、一般及び退職被保険者ともに昨年度に引き続き令和2年度も支出はございませんでした。

236、237頁をお願いします。

7項傷病手当金、1目傷病手当金につきましては、令和2年度は支出はございませんでした。

次に、3款国民健康保険事業費納付金は、本町が収納しました保険料や一般会計からの保険基盤安定繰入金などを大阪府に納付するための納付金となっております。

1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分、支出済額2億9千547万2千101円、対前年度比1.5%の増となっております。

2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、支出済額9千391万3千512円、対前年度比については微増となっております。

3項介護納付金分、1目介護納付金、支出済額3千482万6千557円、対前年度比5.9%の減でございます。

4款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目その他共同事業拠出金、支出済額195円は、次の238頁、239頁、をお願いします。これは退職者医療に係る事務費拠出金でございます。

5款保健事業費、1項保健事業費、1目疾病予防費、支出済額241万1千500円は、エイズ予防パンフレットの作成費及び医療費通知を年6回実施した費用と、これに対する郵送料のほか、総合健康診断、人間ドックの委託料として半額補助を行っております。令和2年度の人間ドックの受診者数は、85件の実績でございます。

2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、支出済額1千424万1千541円は、特定健康診査受診者827人分に対する費用のほか、特定保健指導に関する費用を支出しております。令和2年度の特定健診受診率は、7月末時点に、ちょっと古いんですけども、36.7%となっております。

なお、受診率の数値につきましては国から確定数値がまだ公表されておられないので、今後変更されることもある点につきましてご留意いただきますようお願いいたします。

240、241頁をお願いします。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金、支出済額1千278万8千285円は、財政調整基金への積立金となっております。

7 款公債費、1 項公債費、1 目利子、支出済額 1 万 2 千 4 7 9 円は、年間を通じて保険給付費等の支払いに係る資金不足を補うため、財政調整基金の振替運用に係る利子でございます。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者還付金、支出済額 6 1 万 2 千 1 1 0 円は、過年度に係る 1 2 件分の保険料還付金でございます。

2 目退職被保険者等保険料還付金の支出はございませんでした。

3 目償還金、支出済額 2 5 万 2 千円は、国、府への返還金でございます。

9 款予備費につきましては、退職被保険者療養給付費の過年度診療に係る請求が確定したため、2 款保険給付費、1 項療養費、2 目退職被保険者等療養費に 1 万円を流用しております。

歳出につきましては以上でございます。

続きまして歳入でございます。恐れ入りますが、2 2 4、2 2 5 頁をお願いします。

1 款国民健康保険料、1 項国民健康保険料、1 目一般被保険者国民健康保険料の現年分で、1 節医療給付費分の収入済額が 2 億 8 1 0 万 5 千 5 6 0 円、2 節後期高齢者支援金分で 6 千 7 6 2 万 5 2 3 円、3 節介護納付金分で 2 千 4 2 6 万 5 9 7 円の収入となっており、これらを合わせた現年分の収納率は 9 6 . 8 % となっております。

また、滞納繰越分としまして、4 節医療給付費分で 8 4 9 万 7 千 9 9 3 円、5 節後期高齢者支援金分で 2 9 0 万 7 千 7 4 1 円、6 節介護納付金分で 1 5 7 万 2 千 9 6 7 円の収入となっております。

なお、滞納繰越分のうち不納欠損額として 2 7 7 万 3 千 2 2 0 円を処理しております。これらの不納欠損処理につきましては、転出等による居所不明や死亡等で整理のついたもののほか、生活困窮、破産による財産処分により徴収不可能な保険料について処理しております。

2 目退職被保険者等国民健康保険料は、平成 3 1 年の経過措置終了の収納はございませんでした。

次に、2 款一部負担金の収入もございませんでした。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料、収入済額 1 6 万 6 千 5 0 円は、全額が 2 目の督促手数料の収入となっております。

4 款国庫支出基金、1 項国庫補助金、2 2 6、2 2 7 頁をお願いします。1 目システム開発費等補助金、収入済額 1 4 8 万 5 千円は、社会保障税番号制度システム開発整備

費補助金で、2目災害等臨時特例補助金、収入済額368万円は、新型コロナウイルスの感染症の影響により著しく所得が減少した国民健康被保険者を対象に減免を適用した保険料に対する国庫補助金でございます。

5款府支出金、1項府補助金、1目保険給付費等交付金、収入済額9億6千765万2千154円は、本町が行う保険事業に必要な財源として大阪府から交付されたものでございます。

1節保険給付費等交付金の府交付金、収入済額9億4千591万154円となっております。

2節保険給付費交付金の特別交付金で、収入済額2千174万2千円は、国の保険者努力支援制度に係る交付金や特別調整交付金、特定健診に係る国及び府の負担金でございます。

2目国保事業助成補助金、収入済額137万4千749円、これは経過措置期間中の老人医療費助成事業のほか、重度障がい者やひとり親家庭に乳幼児医療助成の実施に伴う医療費負担の増加に対する府補助金となっております。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、収入済額2万533円は、財政調整基金より生じました預金利子となっております。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、収入済額1億261万7千162円、1節保険基盤安定繰入金、保険料軽減分で4千925万3千524円、保険料軽減世帯に対するものとなっております、対象は952世帯分となっております。

2節保険基盤安定繰入金保険者支援金分で2千768万3千410円、これは保険料軽減の対象となる1人当たりの保険料調定額の割合に応じて支援されるものとなっております。

3節職員給与費等繰入金1千339万2千992円は、一般管理費及び賦課徴収費等の事務費に充当しています。

228、229頁をお願いします。

4節出産育児一時金等繰入金308万円は、出産育児一時金の地方財政措置されている分の3分の2を繰り入れております。

5節財政安定化支援事業繰入金366万3千750円は、60歳以上の高齢者の割合に応じて地方交付税措置されたものを繰り入れているものでございます。

6節その他一般会計繰入金554万3千492円は、毎年8月と2月に実施しており

ます集団健康診査と同時に受診できるがんセット検診に係る費用や、保険料の町独自減免等に対する費用、地方単独事業実施に係る国庫負担金減額の補填分でございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1千300万円は、大阪府が行う平成31年度の統一及び標準保険料率の本算定により、本町被保険者1人当たり保険料が前年度に比べ約6%の上昇が見込まれたことから、急激な保険料を抑制する目的で基金から繰入れを行ったものでございます。

8款繰越金、1項繰越金、1目前年度繰越金、収入済額1千297万9千752円は、平成31年度決算の歳入歳出差引残額を繰り越したものでございます。

9款諸収入でございますが、1項延滞金加算金及び過料は99万4千693円で、全額が1目の一般被保険者に係る延滞金となっております。

2項雑入でございます。1目雑入、収入済額69万9千992円、これは第三者行為の交通事故による返還金のほか、主に平成30年度に支出した退職被保険者に関わる概算保険給付費が精算により下回ったため、大阪府から返還されたことが要因となっております。

以上、簡単ではございますが、令和2年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明につきましては、以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○山田委員長 ただいま、歳入歳出の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○斧田委員 先ほどのちょっと説明の中で、太子町の保険料が府内で11番目というふうな形で説明があったんですけども、この水準的に見るとちょっと高いかなというふうな形なんですけれども、どうしてそういうふうになっているか教えていただけたら。

○松岡保険医療課長 なぜ保険料が高いのかというご質問でございます。

太子町ですけれども、府内の中でも比較的被保険者一人ひとりの所得の水準が高いのかなというふうに考えております。

仮に令和6年度に統一の保険料になったとしても、やはり比較的高所得の方の層が多い関係上、1人当たり直していきますと、保険料につきましては他の地域に比べて高くなる傾向が出てくるのかなと思います。

ちなみに、太子町を除く上位の保険料、1人当たりの保険料の高いところなんですけれども、これは北摂の地域に固まっているのかなというふうには考えております。

以上です。

○斧田委員 それでは、続きましてなんですけれども、先ほどの説明の中でも、逆に医療費のほうですね。こちらのほうは何か府内で39位ということで、かなりこれは低いという状況なんですけれども、そこら辺の要因について教えていただけたら。

○松岡保険医療課長 委員おっしゃいますように、1人当たりの医療費で申しますと一般被保険者の方で1人当たり37万4千330円になっていまして、府内で39番目でございます。

この医療費が低い理由でございますけれども、やはり保険医療課だけのことではなくて、介護部門あるいは健康増進部門の課と連携しております健診をはじめ、そういうような様々な保険料、こういうものが連携しながらやっている事業の効果が合わさって、医療費が結果的に39番目になっているのかなというふうには分析しています。

以上です。

○斧田委員 今の太子町の中での取組というんですか、保健事業だけではなくて介護部門とかそういうふうなところとの連携ということで、できるだけ高額医療にならないうちに、早い段階で医療のほうとのつながりができているということですので、そこら辺、課をまたいだ形になるかもわからないけれども、これからも頑張っていただけたらと思います。

それと、続きまして、決算のこの説明のところではないんですけれども、こういうふうな医療費で使われる近隣の、いわゆる病院というんですか、ちょっと規模の大きいところの中で、太子町民というんですか、どういうふうな病院を使われているのかなというのがもし分かれば教えていただけたらなど。

○松岡保険医療課長 近隣の病院で太子町の被保険者の方が利用されている状況がどこが多いのかという質問です。

これにつきましては、今一応、すいません、どこの病院が一番利用しているかというデータは持っていない状況です。

ただ、もうこれはちょっと参考になるかどうか分かりませんが、人間ドックの半額助成に利用されている病院としましては、P L病院は受診されている方の7割以上を占めていると。続きまして、富田林病院。あと、香芝の生喜病院。そちらのほうも

使われているのかというふうを考えております。

以上でございます。

○斧田委員 ありがとうございます。

あと1つなんですけれども、大阪府内で統一の保険料というような形の中で、標準保険料について今の状況を聞かせていただけたらなと思うんです。

○松岡保険医療課長 標準保険料率、あと統一保険料率がございます。

標準保険料率と統一保険料率なんですけれども、今の現状では、令和3年度につきましては、標準保険料率を採用している市町村はございませんでした。逆に、統一保険料率を既に利用されている市町村が13団体ございます。これは岸和田市のほか池田市、貝塚市、守口市、泉佐野市、大東市、柏原市、高石市、藤井寺市、島本町、忠岡町、阪南町、岬町の13市町になっています。

ちなみに、令和2年度は統一保険料率採用が8市町でございました。それプラス標準の保険料率を採用しているのが6市町ございました。

標準保険料率というのは、公費による激変緩和、これが反映された料率でございます。令和3年度におきましては、この標準保険料率を採用している市町村はございませんでしたので、今後の流れとしては順次統一の保険料を採用していくのかなというふうに思われます。

以上でございます。

○子安健康福祉部長 今、松岡課長のほうから説明がありましたように、令和3年度につきまして標準保険料率を採用している団体はないという説明をさせていただきました。

既に予算の際にご説明のほうはさせていただきましたが、個別の公費による激変緩和は統一保険料率と標準保険料率のほか、二重の目標値というんですか、基準となる部分があり、逆に統一料率を引き上げているという状況もあったことから、令和3年度からは個別の公費による激変緩和を、これ、ふだんからやっているのではなくて、統一保険料率を充てるために統一保険料率の算定にその分を全部投入するという形に公費を振り替えさせていただいて、当初予算にもご説明させていただいた内容です。

したがって、統一保険料率、標準保険料率、これ、言葉としてはあるんですけれども、大阪府においては同一の料率になっているという点だけちょっと補足させていただきます。

以上です。

○斧田委員 以上です。

○山田委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

○西田委員 附属説明資料の5頁、収納率が毎年向上しているとおっしゃいましたが、これは取立てを厳しくしているのか、どういった理由で収納率が上がっているんですか。

○松岡保険医療課長 収納率の向上の理由というご質問でございますけれども、これにつきましては、収納率が年々上がってきておりますけれども、1つは税務と連携した徴収機構もありますけれども、今現在保険医療課にコールセンターを設置しております。そのコールセンターは、一応、滞納繰越し分とかもありますけれども、現年度から滞納に落ちないように2か月で1度程度、お忘れではないですかというような納付の勧奨の電話、また、お手紙等を送らせてもらいまして、収納率につきましてはこのような状況を踏まえ上昇していくのかなというふうに考えております。

○西田委員 昨日の税のときにも言いましたけれども、こういう努力が収納率アップに上がって、それで、取り立てられて大変やったとか、そういう話は届いていませんで、今言うたように納付勧奨、お忘れではないですかという丁寧な勧奨が収納率に上がっているのであれば、いろんなお金をもらわなあかんところはコールセンター、独自に持つのは中々難しいんですが、でも、そうやって住民さんに声をかけていくのが大切なんやなというのを改めて、この収納率アップで思いました。今後もよろしくお願いします。

それと、ちょっとね、出産育児一時金の235頁で、4人で1人42万円で、その計算、掛け算は合わへんということで、これはどういった理由なのでしょう。

○松岡保険医療課長 出産育児一時金の繰出しのほうですかね。支出のほう。すみません。

支出のほうにつきましては、説明では。

○子安健康福祉部長 西田委員のほうからのご質問でございます。42万円の倍数になっていないのはなぜかというご質問やったんですけれども、この42万円につきましては、当初は、過去においては被保険者ご本人さんのほうに直接町のほうから償還払いというか、直接お支払いしていたんですが、今、ちょっと名前を忘れたんですけれども、出産のために入られている病院のほうにお支払いさせていただくという制度も設けております。その際に、出産費用が42万円以下になるケースが当然出てきますので、必要な額は病院のほうにお支払い、42万円のうちお支払いさせていただきますが、残りの分につきましては、後日ご本人さんから残りの分についてご請求をいただいておりますという形になります。その際に、支払い時期が増えてくるケース等々もございますので、

今回、この決算においては、42万円の倍数にきちんとなっていないというふうにご理解いただければと思います。

○西田委員　そうですね。42万円ではもう足りないよというのが、今現状みたいですが、この辺りやったら羽曳野病院が案外出産の費用が安くつくなんていうのがありますので、そういった差額が出ているんだなというふうに。分かりました。

葬祭費は、割り算したらそのままの数字やったのにと思ったので、ごめんなさい、お尋ねしました。

それと、附属説明資料で、1人当たりの医療費の推移が1万円も下がったではないですか。それってすごいなと思うんですけども、これ、太子町が国保をきっちり持っていたら、この下がった分て余ったお金として基金をきちっと積むぐらいのことになったと思うんですけども、これは、そしたら、これだけ下がり、太子町だけではないと思うんですよ、コロナの影響で受診控えがあったというから、この年度の大阪府は基金を積み増したことになるんですか。

○松岡保険医療課長　大阪府は積み増したというところなんですけれども、積みますかというご質問なんですけれども、今現在、大阪府全体の決算が出ていないので、はっきりしたことは申し上げられません。太子町と同じく審議会による給付費が少なければ、市町村が収めている事業費納付金につきましても、単純に考えると余るということになりますけれども、次年度以降にまたコロナウイルス感染症の状況が好転した場合に備えて、財政安定化基金等に繰入れする可能性が高いと思います。

ただ、はっきりまだ確定したことではございませんので、その辺りちょっとご留意のほうよろしく願いいたします。

○西田委員　それ、確定したらまた教えてくださいね。本当に、太子町が持っていたら、余ったら、先ほど言いましたけど介護であったり、医療であったり、各種の連携で、予防とか頑張ってはるから、それで医療費を抑えて、少なく済んで、そしたら今度の、次年度の国保料は引き下げましょうかとか、据え置きましょうかということになったけれども、統一に進んでいるんだしたら、そこら辺の融通が利かず、もしかしたら大阪府が貯金しても、それ、中々分からない状況になっているんやなというのが改めて感じました。今後、分かったらまた教えてください。

それと、本当にもう高過ぎる国民健康保険料、介護保険料。もう介護保険料、国民健康保険料という前にはもう、その修飾がつくぐらいに、本当に高いと思うんです。

また、国保を払っている人も、64歳までの介護と一緒にいるのと65歳を過ぎて介護と国保が別になったのではお金がちょっと変わってくると思うんですけども、大体どれぐらい払っているかなというのをちょっとお尋ねしたくて、後期高齢者医療、これも1人当たりになるので中々ですけども、でも、軽減がかかれへんかったら7万円、年額ぐらいかな、それぐらい払うことになっていて、介護保険、うちでいけば前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円超の人、ここになるともう既に基準額、全然減免がなくて年額7万7千760円になるというんですけども、国保であったら64歳までの国保料の中に介護が合算されているのと、65歳以上になって介護が別になったときの保険料はお一人幾らぐらいかちょっと分かりますか。分かったらちょっと教えてください。

○松岡保険医療課長 国民健康保険に入っておられる被保険者の介護納付金、介護保険料に係る分のご質問かと思えます。

これにつきましては、仮に、64歳までなんですけれども、65歳で介護保険料を計算するとどうなるのかという資料は今持ち合わせておりません。

これを計算すると、これも仮定の保険料になりますけれども、単身世帯の年金収入190万円やっただとして保険料賦課に係るただし書所得は所得控除がマイナス110万円、そして基礎控除が43万円、それが引かれます。これでただし書所得については37万円をベースに所得割を計算します。介護分につきましては、令和2年度で所得割が2.417%、均等割が1万5千500円でございます。このただし書所得にしますと、5割軽減が適用されるので、保険料の額につきましては、1万6千830円が年額となります。

これが、もう一つ質問がございましたけど、ちなみに64歳未満であるとすれば、軽減がなくなる、すいません、所得控除が変わりますので、3万100円が年額ということになってございます。

あくまでも仮に計算した数字なので、ご参考という程度でよろしく願いいたします。

○西田委員 ありがとうございます。

10回払いと、月何ぼやというたら、これは割る12をすればいいのかなということで、ありがとうございます。

それだけ払っているんやて、それは国保だけで済まず、介護保険料やったり後期高齢

者医療だったり、今、保険が命奪うのと違うかというぐらいに高くなっているということに、もう一つ、もうちょっと数字を伺いました。

一般会計で聞き忘れたんですけれども、その他一般会計からの繰入金。この内訳を教えてください。町の独自減免は引き続きやっているのか、ちょっとその辺りを教えてください。

○松岡保険医療課長 その他繰入れの内訳ということですが、一般会計から繰り出し、国のほう繰入れさせていただいている分としまして、集団健診をやっております、その際にセットでがん検診もやっておりますので、その費用で173万4千810円となっております。

次に、保険料の町独自減免に係る費用で200万円。なお、減免世帯数は、先ほど資料で説明させていただきました。

あとにつきましては、地方単独事業実施に係る国庫負担減額分で、180万8千680円。以上が内訳となっております。

○西田委員 ありがとうございます。

そんなに額が多いかというのと違うんですけれども、中々もう府の標準、統一保険料率に合わせていく中で、中々独自の一般会計からの繰入れをもう控えている自治体が大分増えてきた中で、太子町は守り続けていただいているということで、ありがとうございます。

ただ、本当にね、これ、統一保険料になったら、これを入れるのかどうかによって随分変わってきますので、その辺りは統一保険料になるのはいかなものかなと思って考えている1つです。

コロナ禍で受診控えがありましたと言いましたら、病院に行って感染症にもしかかったらというのも怖くてというのもあると思うんですけれども、仕事が少なくなって、収入も減って、だから行かんとこうかな、病院行かれへんという人も増えているかなと思うんですけれども、そういう1つの目安として資格証明書や短期保険証があるんですけれども、これはどうなっていますでしょうか。ここから増えているとか減っているのか見えていますか。

○松岡保険医療課長 はい、コロナウイルス感染症による受診控えでどうなのかという。短期証及び資格証明書、どのような状況かというご質問かと思えます。

短期証と被保険者証の人数でございますけれども、現在のところ、41世帯が短期被

保険者証を出している世帯でございます。比較すると、前年度が69世帯になっているので、逆に減少しております。資格証明書については、本町のほうですけれども、これまでどおり発行していないという状況でございます。

なお、短期証の方、世帯であっても、高校生以下につきましては1年証を交付しているという状況になっています。

○西田委員 ありがとうございます。

減っているというのは、1つ収納率が上がっているというのもありましたけど、やはり勧奨して今まで払っていない人も払えていることもあるのかなとは思っています。

それで、そこから数字では増えていないことですのでということですが、コロナ減免がやられていますが、この数字をちょっと教えていただきたいんです。

附属説明資料の5頁がこの数字になるのかしら。

○松岡保険医療課長 委員がおっしゃっていますとおり、5頁に新型コロナウイルス感染症の都道府県別の状況を書かせていただいています。31年度、これ、3か月しかございませんでしたので、件数的には4件、金額はこの数字となっております。

令和2年度につきましては、丸々1年ということで28件。金額的に550万円弱ということになってございます。

なお、令和3年度ですけれども、今、手元でございますのが、令和3年度は、まだ数は、今のところ。令和3年度、まだちょっと途中なんですけど、数が5件ですかね。件数としては5件でございます。これ、金額は。すいません、今のところ、ちょっと金額、まだ確定はしておりません。という状況です。

○西田委員 令和2年度1年間でこれだけの人数ということですが、28人で介護で18人。ごめんなさい、人かな、世帯かな。ということは、若い世帯でも減免を受けているという数字なのかなと思うんですが。そうか、65歳以上の方もいらっしゃるということになるのかな。その減免の状況がこんな状態で、549万7千520円。これは全額国の制度ですからね。国から入ってくる金額になるんですか。

○松岡保険医療課長 今のご質問で、全額国費対応かということなんですけど、実際のところは、今、私が計算しましたところ、4分の3が国費になると思います。残り4分の1は国の2号特別費というのかな、地方税交付金措置されているという状況でございます。

○西田委員 それで、太子町の負担はないということですね。

○松岡保険医療課長 はい。おっしゃるとおりでございます。

○西田委員 本年度の、令和3年度で5件と言いましたけれども、そのうち、私、数件、このコロナ減免でお付き合いしたんですけれども、本当に国保だけの問題ではないではないですか。本当に、3割減って、まだ3割減っているような人って、もう本当生活大変やろうなと思うんですけれども、その場合、ほかにもいろいろな制度があるんですけれども、国保に来たから国保で終わりではなくて、ほかの窓口も紹介していただいているのでしょうか。

○松岡保険医療課長 コロナウイルス感染症に係る減免を受けた後、なお生活困窮に陥るという状況がどう対応しているのかというご質問かと思えます。

当然窓口のほうで減免申請を受けていただきながら、なお生活困窮等々の状況、もしくは病気等の状況が、丁寧に説明させていただきまして、聞き取りをさせていただいた結果、必要に応じて、生活困窮であれば子ども家庭センター、生活保護のほうにつなげますし、あとは社会福祉協議会のほうで一時的な貸付金等もございますので、その辺り、どのような制度が利用できるのかということをご案内させていただいているという状況でございます。

○西田委員 本当に、もうこれ、国保だけではないと思うので、今おっしゃっていただいたように、ほかにある制度を使えるように紹介はお願いしたいと思えます。

ちょっと何かで、私、1つ失念していたのが、介護保険も私は含まれた国保料を払っているから気がつかなかったんですが、国保で減免を受けたら65歳以上の介護保険の人も減免を受けられるのにそこを紹介せず、後になってしまったことを残念に思っているんですが、担当課のほうでもそこを1つ付け加えていただけたらと思えますので、よろしくお願いします。

本当にね、国保も大変で、1つには生活が大変ということもあって、でも、府の統一に向かってもう着々と進んでいて、太子町の職員さんの努力、担当課の努力もあって、何とか大阪府で出された数字に持っていったら、もう一遍に上がっちゃうから、基金を使いながら緩やかに、本当は基金全額投入してでもまけてほしいんですけど、安くしてほしいんですけど、6年後といわれる期限までには合わさなあかんということで、そのぎりぎりのラインで頑張っているのは分かっているんですが、もうコロナでここに来て、この令和6年度からでしたっけ、そんなん無理と違うんという大阪府内の自治体が声を上げ出していて、ちょっともうちょっと延期してほしいって、もう6年と

言わずもうちょっと先にしてほしいという自治体もありますし、減免制度、うちであったら町独自、市町村独自でやっているの、これ本当に外したら、住民さん、払われへんようになって、今、太子町、収納率が上がってきたと言っていますけど、払われへん住民さんが増えたら、それ、また国保料が上がることにもなるから、独自減免、もう続けさせてくれという自治体も上がっているんですけれども、太子町としても何か声を上げていますか。本当にね、6年でそろえるというのは、もう値上げしか見えてこないの、それを抑えるために町独自でありながら大阪府にお願いしていることがありましたら、教えてください。

○松岡保険医療課長 委員おっしゃいますとおり、確かに大阪府の国民健康保険運営方針の策定に係る市町村に対するこの考え方を多分おっしゃっているということで、この中では、特に自治体が交付関係に剰余金が出た場合、今現在は財政調整基金を、各市町村ですけど、積立ては可能ですけれども、逆に市町については府内共通基準がある保険事業等の実施に限定されている状況ということで、これを積み立てている基金に対して新たな事業を行うのはちょっとしんどいと、困難であるということはお聞きしています。

太子町ですけれども、確かに令和6年度に向けて現在統一保険料に近づけるべく、ただ、急激な上昇を避けるために大体標準の保険料率の割合の半分のパーセンテージ程度で、今、保険料を上げさせていただいている状況になります。

この先、おっしゃっているように、独自減免を続けたい、もしくは基金を活用したい状況の中で、今、まだ確定ではございませんけれども、次の国民健康保険制度の改革の中で、都道府県が持っている財政安定化基金のところで一応見直しが考えられております。これにつきましては、財政安定化基金に年度間の財政調整基金を付与するという内容になってございます。これによりまして、もし、先ほども質問がございましたけれども、剰余金が生じた場合は、積み立てた上で、急激な医療費の上昇などに、要するに市町村の事業費納付金の上昇幅を抑えるということを加えて、複数年での保険料の平準化に資する財政調整をすることが可能というふうなことを改正する予定としております。したがって、200万円の減免もしかりですけれども、保険料を抑制するというようなことに財政安定化基金を使用していくということも想定されています。

ただ、使えるということであって、実際に使うということとはちょっと違うと思えますので、太子町としては、減免の件も含めて保険料の平準化もしくは、平準化というところちょっと語弊がありますので、要するに抑制ができるような活用の仕方をしていただけ

るように、大阪府に要望してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○西田委員 声を上げるからね、制度も少しでも良くなっていくと思うんです。大阪府にも言わなければ、貯金するのは大好きやから、使ってくれへんと思いますので、もう本当に、全自治体、この声上げましょうよというぐらいのチームワークを発揮していただいて、大阪府に。だって、きっとこの令和2年度、受診控えで余っていますよ。そういうお金を保険料引下げに使ってもらうように、太子町としても声を上げてください。

最後ですけれども、コロナ減免で生活が急に苦しくなった方、3割ほど前年より落ちるであろう方が救われているんですけれども、そういう、3割減るとかよりも、もうそれ以前にもっと低い方がいらっしゃるではないですか。ところが、この人たちはこのコロナ禍の中でも、低い人は低いままで生活してきたんやから、それ以上、それでまたそれより3割も減っていないからということで、コロナ減免にかからないということが新聞報道でも、これおかしいん違うかということがあったんですが、そういう方が太子町で、そんなにいてないと思うんですよ。ではね、国も府もそこには手が届いていないので、コロナの交付金とかで、コロナ対策として様々な施策をやっていますけれども、そういったお金を使ってでも、一般会計を使ってでも、でもいいですけれども、太子町としてそういった苦しい方にコロナ減免をお考えいただけないものでしょうか。

○松岡保険医療課長 ご質問の中で、内容的にはコロナウイルス感染症に係る、収入の減少に係る保険料は、申請によって、内容を審査した上で全額免除になります。逆に、収入がゼロであっても政令軽減では最低7割の軽減しかない。ここに制度の、何ていうんですかね、ちょっと違いというんですか、実際に所得はゼロなのに保険料はかかってしまうというような状況になってございます。

実際、太子町独自として、今のところまだ何も検討はしておらない状態なんですけれども、これにつきましても、統一的な見解として、例えば国もしくは大阪府のほうで、これに対して制度の矛盾というんですかね、そこを意見として言っていた上で精査できるような形を取りたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○西田委員 ぜひよろしく願います。

何か相談に乗ってくれはるではないですか。社協にと子ども家庭センターにというみたいに、今、国のほうもこの苦しい中で、生活保護、これは権利ですから受けましょうというメッセージも一応出してもらっていますので、来はった人、いや、生活が立て

直せるようになったらすぐ生活保護から離れはったらいいやから、そういったこともあるんやよというようなのを、ちょっとね、いつもより押しぐらいにでもちょっと伝えていただいて、生きていくこと、食べていくことが大切なので、そういった制度も利用することをまた進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○山田委員長 ほかにございませんか。

○中村委員 西田委員とまた関連しますけれども、229頁で延滞金加算税についてなんですけれども、先ほど来、機構の徴収率が上がっているという中でも、この100万円近い加算税が入っているというのは、これはコロナによる影響が出ているのか。毎年このぐらいの延滞が出ているのか。それと、大体何人ぐらいがこの100万円近くになっているか、分かれば教えてください。

○松岡保険医療課長 延滞金につきましては、未納になっている方で徴収機構等々活用させていただきまして、連携を取りながら保険料を納めていただいている状況です。

その中で、件数等々、金額等々ですけれども、すいません、件数等々は16件を引継ぎさせていただいています。差押えが8件させていただいていますけれども、実際に、どうしても納付の相談等々、乱暴にはさせていただいていないんですけれども、催告等々が、納付相談、全く、もしくは分納誓約されても全く納付いただけないという形の人は最終予告をさせていただいた上で換価させていただいている方は6件ございます。この方の納付に係る延滞金ということと理解していただければと思います。

○中村委員 もっと件数が多いのかなという思いがしていたんですけれども、これは例年に比べてどんなものなんですか。2年度だけがこういうことなんですかね。

○子安健康福祉部長 延滞金の額についてのご質問でございます。

コロナの影響等があるのかということをおっしゃっていましたが、延滞金につきましては毎年100万円程度、この額程度の推移ということになってございます。ですので、今回、コロナで生活がということにはなってございません。

○中村委員 保険料にかかわらず、税に対してというのはほかの税に対しても同じような形が、いわゆるないから払えないということだろうと思うんですけれどもね。これが、今のように平均的に年100万円ぐらいが保険料としては出ていくということだろうと思うんですけれども、これが16件と8件ということなので、そんな大きな数ではないんですけれども、機構が頑張っているという割にはそんなに差押えをしなきゃいかんほど粘ってはるというか、そういう理解を得ていないというか、個人の判断、今いろいろ

あると思うんですけども、そこらの、何ですかね、電話もされている、人も動いている、そういう中でこういうふうになる原因というのは、単なる本人が払わないということなんでしょうか。

○松岡保険医療課長 延滞金なんですけれども、金額もさることながら、件数が少ないということもあります。これは、保険料を単純にずっと放置していきますと、やっぱり延滞金の率ですかね、率はかなり高うございます。7%前後になっていると思うんですけど、その金額は保険料に加算していくため、例えば2年間放置していくと金額が積み上がるというような状況になっていて、件数的には少ないけれども実際に保険料を精算した後に、そこに延滞金の金額が積み上がるのが、止まりは止まるんですけども、そこからずっと保険料が収められていない状況が続くと、高利率の延滞金が増えていくというような状況で、このような状況になっているのかなというふうに思います。

○中村委員 私のところも会社のほうでそういうもんもおるんですけども、機構は結構こまめに書類等々やっているんで、2年も3年もほっとるというのはあまりないように思うんですけども、やはりこういう金額。ひどいのになると大きなパーセンテージが乗ってくるというのは分かりますけれども、いわゆる早くに、取立てという言い方はいかんですけれども、早くに処理できないものかと。こんな大きな金額になるまでに。それはどうなんでしょうか。

○子安健康福祉部長 なるべく早く滞納分についても整理をつけていく。その方針は元々町としても当然持っておりまして、この間の国保の滞納繰越金収納額なんかを見ていただければ分かるかと思うんですが、29年頃から徴収機構のほうに案件を本格的に引き継ぐようになっております。29年度前後では、滞納繰越金が2千万円程度、今の倍ぐらい徴収できていたという実績がございます。その辺につきまして、当然機構のほうのご努力等々、それで私どものほうからも研修、職員の努力というようなところが大きいかと思います。

ただ、滞納されている方につきまして、そういった形で財産のある方につきましては早期に回収のほうはできておるんですが、どうしても財産等もない、ただ金額は滞納、それなりにたまっているという方がどうしても残ってってしまう傾向が残っています。そういう場合には、具体的なケースで申し上げますと、給料差押えであるとか、そういった形もやらせてはいただいておりますが、一気に回収するということはどうしてもできないので、やっぱり時間をかけて毎月僅かずつお支払いいただくというようなケー

すがだんだん割合としても増えてきているというようなこともあって、中々一気に片づくような状況にはなっていない。

ただ、その辺につきましても、機構のほうで引継ぎ案件につきましても丁寧な対応のほうをさせていただいておりますので、現状のほうは、収納率であるとか金額、この辺が確保できているのかなというふうに考えております。

以上です。

○中村委員 はい、分かりました。

○山田委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

○西田委員 認定第2号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

新型コロナウイルス感染症で生活が深刻な中、高過ぎる国民健康保険料が負担能力の限界をはるかに超え、住民の暮らしを圧迫しています。

国保の加入世帯主は、非正規雇用の労働者や年金生活の高齢者が大半を占め、1世帯当たり平均所得は2017年度調べで年136万円にすぎません。更なる値上げは、住民の健康と暮らしを破壊します。

大阪府では、2019年度に全国最多の9.7%の市町村が保険料を値上げし、2020年度も90.7%が値上げとなり、府内全43市町村では平均2万3千円値上げされました。

国は、2020年4月から独自の国庫繰入れで国保料軽減を続ける市町村に対し保険者努力支援制度の交付金を減らすペナルティ措置を導入し、値上げへの圧力を強めています。また、国民健康保険の都道府県運営方針に法定外繰入れの解消、保険料水準の統一を附帯させ、国保料値上げ圧力を法定化しようとしています。

国保加入者は被用者保険より極めて高い保険料負担を強いられてきました。だからこそ、国民皆保険の最後のとりでとして自治体が負担軽減策や法定外の繰入れで値上げを抑える努力をしてきました。それを国が禁じれば、保険料は更に高騰し、現役世代を含

めた住民の命と健康、暮らしを脅かすことは必至です。

しかし、国保の都道府県化の下でも、法令上、標準保険料率は参考値にすぎず、自治体に従う義務はありません。自治体の判断によって、国や都道府県の圧力をはねのけ、一般会計繰入れによる国保料の負担抑制や自治体独自の保険料減免を維持拡充することは可能です。全国知事会、全国市町村会、全国町村会などの地方団体は、今の国保制度には被保険者の所得水準が低く、保険料の負担率が高いという構造問題があることを強調し、その解決のために抜本的な公費投入増による保険料引下げを国に求め続けています。

日本共産党は、コロナ禍で経済が急速に冷え込む中、国保料の緊急減免を求めてきました。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う政府の緊急経済対策に収入が減少した世帯への国民健康保険料の免除等を行うことが盛り込まれたのは、市民の運動と結んだ国会での論戦の成果です。この緊急経済対策は2021年度も継続され、太子町でも免除になっている方がいらっしゃいます。また、長年、国保の均等割は、所得のない子どもを含め、国保に加入する全ての所得に係る人頭税のような仕組みで、子どもの貧困対策にも子育て支援にも逆行するものですが、子どもの均等割をなくしてほしいと国に要求してきたことで、国はようやく来年度から子どもの均等割の負担軽減を始める方針です。小学校入学前の子どもに限って半額にするだけですし、全額国庫負担ではなく、自治体にも負担させるという不十分さが残っていますが、一歩前進です。

国保の都道府県化に突き進む中で、毎年値上げが繰り返されていますが、法令上、標準保険料率は参考値にすぎず、自治体に従う義務はないんです。国保の都道府県化が実施された後も、地方自治の原則に基づいて自治体の判断で公費繰入れができることは、厚労省が度々答弁しています。そもそも、地方自治体が条例や予算で住民の福祉のための支出を行うことを国が禁止したり廃止を強制することは、憲法92条の地方自治の本旨、94条の条例制定権を侵すものです。太子町独自減免200万円は、決して大きな額ではありませんけれども、住民の暮らしを守るために続けている大切な、思いの籠もった一般会計からの繰入れです。統一されても継続することを求めますし、国に対して独自減免を認めるよう求めてください。

コロナ禍で令和6年度の府内統一は延期するよう求める自治体も生まれています。住民の命、暮らしを守る、住民福祉の増進に努めなければならない太子町として、国や府に国保料を引き下げるための財政支援を求め、太子町としても高過ぎる国民健康保険料

を引き下げるよう求めまして、反対の討論といたします。

○山田委員長 ほかにございませんか。

○辻本（馨）委員 認定第2号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で意見を述べます。

令和2年度決算においては、歳入では新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した世帯に対する保険料減免に取り組み、その財源を国・府支出金で適切に措置するとともに、財政調整基金を活用することで保険料の急激な上昇抑制に努めています。

また、昨年度に引き続き、収納率の向上も見られ、事業に必要な財源を確保されています。

一方、歳出においては、被保険者の減少と新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えのため、保険給付費が大きく減少しています。このため、本決算の状況は歳入総額で対前年度比4.4%の減、歳出総額では対前年度比4.5%の減となり、前年度と比べ大きく決算規模が縮小しています。新型コロナウイルス感染症がいまだ収束の兆しが見えない現状において、令和2年度決算では国・府支出金を的確に活用し、計画的に財政調整基金を繰入れすることで適切かつ堅実な運営ができており、一定の評価ができるものと考えます。

今後の事業運営に当たっては、ウィズコロナやアフターコロナとなる状況を見据え、公平公正な保険料の賦課と適正な保険給付に努め、引き続き健全な国民健康保険事業の運営を行うよう、なお一層の尽力を要望し、本決算の賛成討論といたします。

○山田委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○山田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

認定第2号を原案どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立6名・反対2名）

○山田委員長 起立6名、反対2名。賛成多数でございます。

よって、認定第2号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は放送にてお知らせします。

午前11時04分 休憩

午前 11 時 15 分 再 開

○山田委員長 それでは、再開をします。

次に、認定第 5 号、令和 2 年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

歳入歳出を通して説明を受けたいと思います。

本件について説明を求めます。

○武部福祉介護課長 皆さん、おはようございます。

それでは、認定第 5 号、令和 2 年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、附属説明資料並びに決算書に基づいてご説明のほうを申し上げさせていただきます。

それでは、附属説明資料の 1 頁をお開き願います。

1、決算の状況等でございます。令和 2 年度決算は、第 7 期事業計画の 3 年目、最終年度の決算となります。

①決算の状況でございます。前年度に比べ、歳入で 4.6%、歳出で 2.6%の増となり、歳入総額 12 億 7 千 1 3 4 万 4 千 5 3 円、歳出総額 12 億 3 千 2 2 2 万 5 千 3 7 5 円で、歳入歳出差引額は 3 千 9 1 1 万 8 千 6 7 8 円となっております。この差引額には、国・府負担金等の超過交付分が含まれておりますので、次年度に精算、返還等の措置を行った後、残金を準備基金へ積み立てるものとしております。後ほど、令和 3 年度の補正予算案でご説明のほうをさせていただきます。

中ほどにあります表は、歳入歳出の内訳を千円単位で示したものでございます。

表の上段、一番上、歳入総額が前年度より 5 千 6 3 8 万 5 千円増加した主な要因につきましては、歳出の保険給付費の増加に伴う国・府負担金の増、また、認定審査会共同設置負担金の皆増などによるものでございます。また、表の下段、歳出総額が前年度より 3 千 1 4 2 万円増加した主な要因につきましては、保険給付費で 1 千 2 1 3 万 4 千円、地域支援事業で 1 千 2 1 3 万 4 千円の増、また、先ほど歳入でご説明いたしました認定審査会共同設置事業の皆増などによるものでございます。

②保険給付費の状況でございます。当会計歳出の約 91%を占める保険給付費の状況です。対前年比 1.1%の 11 億 1 千 7 2 8 万 5 千 2 4 5 円となりました。

下の棒グラフをご覧ください。保険給付費については、介護保険制度が始まりました平成 12 年度から増加傾向が続いておる状況でございます。

次の2頁をお開き願います。

③地域支援事業の状況でございます。新しい総合事業を平成29年度より開始し、4年目の決算となります。

表の上段、介護予防・生活支援サービス事業費1千433万3千60円は、前年度より184万9千375円、14.8%の増となっております。増の主な要因につきましては、通所介護相当サービス事業の増によるものです。

その下、一般介護予防事業費1千210万2千683円は、前年度より478万9千651円、65.5%の増となっております。増の主な要因は、地域介護予防活動支援事業として社協に対するサロン送迎委託料の皆増、及び第8期事業計画の基礎となる地域の健康課題などを分析するための委託料としての一般介護予防事業評価事業の皆増が主な要因となっております。

その下、包括的支援事業・任意事業費4千256万8千345円は、前年度より5千489万616円、14.8%の増となっております。

増の主な要因は、生活支援体制整備事業の会計年度任用職員1名の報償費等の増、及び生活支援コーディネーター委託料の増額などによるものでございます。

次に、④基金残高の状況です。介護給付費準備基金の令和2年度末残高は、1億1千861万8千561円でございます。

⑤大阪府財政安定化基金からの借入れの状況ですが、新たな借入れは行っておりません。

2、保険料、収納状況でございます。

表の列の中ほど、収納率は特別徴収は100%で、普通徴収で94.8%、滞納繰越しで18.8%、全体では98.7%で、前年度より0.6ポイント高くなっております。

下の欄外、未収については、現年度分57人、滞納繰越し分35人となっており、今後も収納対策に努めてまいります。

次の3頁、よろしくお願いたします。3、高齢者数及び認定者数の状況でございます。

①高齢者数の状況でございます。表の列の中ほど、令和2年9月末の総人口が1万3千280人、その下、65歳以上の人口が3千916人、高齢化率が29.5%と、事業計画推計値より若干の増となっております。

②要介護・要支援認定者数の状況でございます。表の列の中ほど、令和2年9月末で

65歳以上の認定者数は664人、17.0%となっています。

下の折れ線グラフは、年度末ごとの総人口、高齢者数、認定者数の推移を表したものです。一番下の丸印線、総人口の減少が続く中、四角印線の高齢者数と三角印線の認定者数は増加し続けています。今後も本町の高齢化は進むと推計されています。

次の4頁をお開き願います。4、認定審査会。

①認定審査会の状況でございます。本町及び河南町、千早赤阪村と共同で設置している認定審査会の開催回数は年間50回で、太子町の審査数は370件となっております。

前年度に比べますと審査数が248回減少している要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症に伴う要介護認定の臨時的な取扱いといたしまして対面での認定調査が困難な方については要介護度をそのまま12か月延長できることとなったことによる影響が出ていると考えております。

②2次判定変更状況でございます。この表は、調査員の74項目の調査結果を基にコンピューターによる介護に必要な時間を推計する1次判定と、1次判定の結果を基に主治医意見書や特記事項などを加味し、認定審査会で決定された2次判定の介護度の比較を表しています。

③更新認定の状況でございます。認定を受けていた方の更新前と更新後の介護度を比べたものでございます。介護度が高くなったケースは33件で、軽度化が27件となっております。

④その他認定に関する状況でございます。認定の審査結果を30日以内に出せるように取り組んでおります。令和2年度につきましては、認定に要した平均日数は28.5日と、30日以内に結果を出している状況となっております。認定審査の行程につきましては、利用者からの認定申請を受付し、1次判定を行い、主治医意見書を添付して認定審査会で審査を受けておりますが、主治医意見書を回収するのに平均20.3日、前年度14.0日から比べますと6日程度遅く回収している状況となっております。

遅くなっている要因といたしましては、やはりコロナによる主治医の業務多忙によるものも影響しているのかなというふうに考えております。

次の5頁、5、サービス利用状況における事業計画との比較でございます。

表は、左からサービスの項目、単位、令和2年度の計画値、令和2年度の実績値、平成31年度の実績値で、一番右が計画比となっております。また、各年度の実績値は、年間の総数を月平均に割り戻した数値としております。

なお、各サービスの回数と日数は1か月当たりの総数を表記し、人数は1か月当たりの利用者数を表記しています。

①介護予防サービスは、要支援1、2の方が利用するサービスで、ここでの主なサービスにつきましては介護予防訪問看護や福祉用具貸与などとなっています。介護予防訪問看護の回数実績については、大きく実績がとどまっている状況となっております。

次に、②居宅サービスの状況です。

サービスの中で最も利用されているものが、表の一番上、訪問介護で、月3千245回、前年度の比較では131回の増、対計画比は93.5%となっております。

続いて、5段下の通所介護が、月1千867回、前年度との比較では111回の増、対計画比は90.0%となっております。

続いて、その下、通所リハビリテーションが月135回、前年度との比較では261回の減、対計画比は24.5%となっております。

続いて、その下、短期入所生活介護が月851日、前年度との比較では15日の減、対計画比78.2%となっております。

なお、その他、主なサービスについても、ほぼ計画どおりの実績となっております。

次の6頁をお開き願います。

③地域密着型サービスでございます。表の一番下、地域密着型通所介護は月194回、前年度との比較では264回の減、対計画比32.3%となっております。

減の主な要因は、これもコロナの影響による通所の自粛が要因であると考えております。

その他のサービスは、ほぼ計画どおりの実績となっております。

④施設サービスは、入所または入院して利用するサービスでございます。介護老人福祉施設は、計画55人に対し実績が61人、介護老人保健施設は、計画43人に対して42人となっております。

下の折れ線グラフは、施設サービス利用者数の推移を表したものでございます。各年度3月末時点の利用者数を表記しております。

このようなサービス利用の状況を受けまして、7頁、6、保険給付費の状況①でございます。令和2年度の保険給付費の状況でございます。表の一番上、給付費の半分弱を占める居宅サービス給付費が対計画比で80.5%、その下、地域密着型サービス給付費が対計画比82.6%と計画値を下回ったことから、表の一番下、サービス給付費全

体の合計は、対計画比 86.0%となっております。

なお、下のグラフは上の表のサービス給付の割合をグラフ化したもので、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの3つのサービスで87.5%を占めております。

次の8頁をお開き願います。

上の折れ線グラフは、居宅サービス費のうち主なサービスについて過去からの推移を表しております。一番上の白の四角の線、通所介護の占める割合が一番大きく、続いて訪問介護、短期入所となっております。

②居宅サービスにおける介護度別の対支給限度額の比率でございます。サービス利用ができる支給上限額に対してどのぐらい利用されているのかを平均値で表しております。全国的に要介護度が重度になるほど利用率が高くなる傾向があります。

9頁の③特定入所者介護サービス費の状況でございます。

施設サービス等の利用が困難とならないよう、居住費と食費について、所得区分に応じた負担限度額を設定し、低所得者の方への負担軽減を行っています。非課税世帯の方が対象となり、3つの負担段階区分の合計で102人に支給しております。利用区分のその他は、短期入所生活介護や地域密着型介護老人福祉施設の利用者でございます。下の棒グラフのとおり、第1段階から第3段階の利用者が大半を占めている状況となっております。

次の10頁をお開き願います。7、地域支援事業の状況でございます。

地域支援事業は、被保険者が要介護状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築などを一体的に推進することとしております。

各事業の説明については、支出内容を含め、決算書に基づき、ご説明のほう、させていただきます。

それでは、決算書の306、307頁をお開き願います。

歳出からご説明をさせていただきます。

1款総務費、支出済額2千863万5千538円、1項総務管理費、1目一般管理費、支出済額738万1千737円、一般管理事業68万5千515円は、介護保険事業の

執行に係る事務費で、被保険者証等の印刷代や郵便料などの経費でございます。

電算管理事業 669万6千222円は、介護保険システムの保守やプログラム変更等委託料、並びにシステム機器の賃借料などの経費でございます。

2項徴収費、1目賦課徴収費、支出済額 104万2千844円。賦課徴収事業で、介護保険料の賦課徴収に係る事務費で、納付書等の印刷代や郵便料、並びにコンビニ収納代行業務委託料でございます。

3項認定審査会費、1目認定調査費、支出済額 610万1千984円。認定調査等事業で、要介護認定に係る費用として会計年度任用職員報酬や医師の意見書の作成手数料などがございます。

308、309頁をお開き願います。

4項計画推進費、1目計画推進費、支出済額 416万7千500円。介護保険事業計画等推進委員会の開催に係る経費で、委員報酬費、また、第8期計画策定に伴う業務委託料でございます。

5款認定審査会共同設置費、1目認定審査会共同設置費、支出済額 994万1千473円。河南町、千早赤阪村と共同設置している認定審査会の経費で、令和2年度と令和3年度は太子町が事務局となっております。本町で審査会を開催し、審査会委員の報酬など必要経費を支出し、この経費を3町村で案分し、河南町、千早赤阪村から算定に応じて歳入で受け入れております。

2款保険給付費、支出済額 11億1千728万5千245円、1項介護サービス等諸費、310、311頁をお開き願います。1目介護サービス等諸費、支出済額 11億1千649万5千759円。介護サービス等給付事業で10億2千532万4千755円は、要介護1から5の方が対象となるサービスで、居宅介護サービス給付費は、訪問介護、通所介護短期入所生活介護などの給付費でございます。居宅介護サービス計画給付費は、ケアプラン作成に係る給付費です。居宅介護住宅改修費は、手すりの取付けや段差解消などの改修への給付費です。居宅介護福祉用具購入費は、ポータブルトイレ、入浴補助用具、簡易浴槽などが対象でございます。施設介護サービス給付費は、介護老人施設や介護老人保健施設などの給付費です。地域密着型介護サービス給付費は、地域密着型介護老人福祉施設や地域密着型通所介護などの給付費です。

次の介護予防サービス等給付事業 1千681万3千166円は、要支援1の方が対象となるサービスで、サービス給付費、サービス計画給付費、住宅改修費、福祉用具購入

費のそれぞれのサービス内容は、先ほどの居宅介護サービスと同様でございます。

高額介護サービス等事業 2 千 7 6 1 万 7 千 6 7 9 円は、同じ月に利用した介護サービスの自己負担が高額になった場合、所得区分に応じて上限額を超えた分を支給するもので、利用者負担の軽減を図るものでございます。

高額医療合算介護サービス等事業 4 5 1 万 4 千 9 1 1 円は、介護保険と医療保険との両制度における自己負担額の合計が上限額を超えた部分を支給するものでございます。

特定入所者介護サービス等事業 4 千 2 2 2 万 5 千 2 4 8 円は、介護保険施設利用時の食費や居住費について、低所得者の方に上限を超えた部分について介護保険から給付を行うものでございます。

2 目審査支払手数料、支出済額 7 8 万 9 千 4 8 6 円。審査支払事業で、国民健康保険団体連合会が行う審査支払業務に係る手数料です。

3 款地域支援事業費、支出済額 6 千 9 0 3 万 3 千 4 1 6 円、ここでは主な事業実績を説明させていただきますが、各事業の計画に対する実施状況や前年度実績等については、補足説明資料の 1 0 頁、1 1 頁に記載しておりますので、よろしく願いいたします。

1 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目介護予防・生活支援サービス事業費、支出済額 1 千 4 3 3 万 3 千 6 0 円、本事業費の対象は要支援 1、2 を含む介護予防・生活支援サービス事業対象者です。

訪問介護相当サービス事業 1 9 0 万 5 千 4 5 8 円は、事業所が実施する介護サービスに相当する訪問介護サービスで、延べ 8 7 人の利用がありました。

訪問型サービス B 事業 7 万円は、住民主体の生活援助等サービスを実施する団体、寿喜菜の会への補助金で、サービス提供者は 1 人当たり 2 千円で、サービス利用者は延べ 1 6 2 人でございます。

3 1 2、3 1 3 頁をお開き願います。

訪問型サービス C 事業、短期集中予防サービス 1 2 1 万 9 千 9 0 円は、保健や医療の専門職が期間を設定し、集中的に訪問型サービスを提供するもので、延べ 1 5 3 人に対しサービス提供を行いました。

訪問型サービス D 事業、移送での生活支援 3 2 万 7 千 6 0 0 円は、住民主体の移動に係るサービスを実施する団体への補助金で、桜草クラブ、プラスワンサービス、寿喜菜の会に対し補助しており、サービス利用事業者は延べ 1 千 9 2 人でございます。

通所介護相当サービス事業 8 5 4 万 2 千 2 6 2 円は、事業所が実施する介護サービス

に相当する通所介護サービスで、延べ230人の利用がありました。

通所型サービスC事業、短期集中予防サービス121万493円は、作業療法士などの専門職による短期集中予防サービスで、保健センターで実施しておりますいきいきトレーニングに係る経費で、主に看護師賃金や作業療法士への報償費でございます。計22回実施し、参加人数は延べ149人でございます。

なお、本事業参加者の送迎は、プラスワンサービスが実施する訪問型サービスD事業により行っております。

介護予防ケアマネジメント事業105万8千150円は、介護予防・生活支援サービス対象者のケアプラン作成に係る経費で、大阪府国民健康保険団体連合会に支払うものでございます。作成件数は、延べ238件です。

2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、支出済額1千210万2千683円、介護予防把握事業113万3千570円は、看護師によるふれんど訪問に係る経費で、介護予防が必要な方を早期に把握し、必要な相談、指導を行うため、閉じ籠もりがちな方76人を対象に、延べ235回の訪問を行いました。

介護予防普及啓発事業28万4千488円は、福祉センターの1階で実施しているお達者トレーニングやお達者健康講座の実施に係る歯科衛生士、栄養士、看護師などの賃金や報償費となっております。

314、315頁をお開き願います。地域介護予防活動支援事業523万8千125円、元気ぐんぐんトレーニングの活動支援や高齢者交流サロンへの事業費補助で、閉じ籠もりがちな高齢者を対象としたふれあい農園などに係る経費です。25のグループ、実359の方が集会所等を利用し、トレーニングをされ、8か所の交流サロンには延べ4千519の方が参加されました。

また、サロン送迎委託料は、昨年6月にスタートした地域公共交通再編と連動した事業で、主に定時定路線のバス事業により総合福祉センターへ行くことが困難な方への移動手段を確保するものでございます。

その他、ふれあい農園や、男性高齢者の自主活動として男のたまり場などへの参加人数は、延べ115人となっております。115人の内訳といたしまして、男のたまり場が46人、ふれあい農園が69人となっております。

地域リハビリテーション活動支援事業291万6千500円は、地域での介護予防に係る運動指導士による支援事業で、元気ぐんぐんトレーニングや高齢者交流サロンなど、

地域リハ活動への支援を行いました。

一般介護予防事業・強化事業、253万円は、介護保険事業計画の基礎となる地域の健康課題などを整理・分析するための委託料でございます。

3項包括的支援事業・任意事業、支出済額4千256万8千345円、1目総合相談事業費、支出済額2千39万1千617円。職員人件費1千698万8千906円は、地域包括支援センター正職員2名の人件費となっております。

316、317頁をお開き願います。総合相談事業340万2千711円は、地域包括支援センター運営に係る社会福祉士の賃金や、休日・夜間の相談窓口業務の委託料などで、645件の一般総合相談、8件の休日・夜間総合相談がありました。

2目権利擁護事業費、支出済額16万5千円。権利擁護事業で高齢者の虐待防止等に係る支援事業委託料で、事前相談として金銭トラブル等の5件のケースに対し、弁護士から5回の支援を受けました。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、支出済額3万円。包括的・継続的ケアマネジメント支援事業3万円は、河南町・太子町地域ケア担当者会議の講師謝礼で、年2回開催しております。

4目任意事業費、支出済額526万7千769円、介護給付等費用適正化事業96万8千584円は、介護給付費通知書、ケアプラン点検や適正化システムの委託料に係る経費で、1千166件の通知、町内3事業所を対象に12件のケアプラン点検を行いました。

家族介護支援事業282万5千125円は、紙おむつ等の介護用品の給付で、61人の方に給付いたしました。

介護相談員等派遣事業8万7千637円は、介護相談員派遣に伴う報償費と研修負担金などです。現在8名の方にご活躍いただいております、町内の2つの各事業所に対し4回訪問いたしております。

318、319頁をお開き願います。

成年後見制度利用支援事業47万9千136円は、町の申立てにより審判を受けた方が生活保護受給者等に該当した場合の成年後見人費用助成金で、2人に対し助成しています。

見守り訪問事業89万1千276円は、高齢者の見守りに係る各委託料で、食の自立支援事業は、対象者17人、延べ1千214食分、乳酸飲料、これはヤクルトでござい

ます。乳酸飲料の配布による愛の一声見守り訪問は、対象者6人、延べ594件、緊急通報装置受信・相談業務は45件の実績となっております。

住宅改修支援事業2千円は、居宅のケアプランを立てていない1人の方の住宅改修理由書作成に対し補助いたしました。

認知症サポーター等養成事業1万4千12円は、認知症サポーター養成講座の企画、立案及び実施を行うキャラバンメイトを養成するための啓発実施に係るものでございます。

5目在宅医療・介護連携推進事業費、支出済額249万5千900円。在宅医療・介護連携推進事業で、本事業を含めた社会保障14事業の事務補助のアルバイト職員の賃金と、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村の1市2町1村と三師会との7者による地域包括支援ネットワーク推進協議会により、取組を進めるための事業委託料でございます。

320、321頁をお開き願います。6目生活支援体制整備事業費、支出済額1千6万9千924円。生活支援体制整備事業で、SASAE愛太子協議会開催に係る経費をはじめ、生活支援コーディネーター設置に係る委託料などがございます。

7目認知症総合支援事業費、支出済額368万6千394円。認知症地域支援・ケア向上事業363万8千194円は、地域包括支援センターに設置する認知症地域支援推進員である社会福祉士の人件費、また、認知症地域支援推進員研修負担金などがございます。

認知症初期集中支援推進事業4万8千200円は、平成30年4月に設置いたしました認知症初期集中支援チーム、通称オレンジチームの研修会負担金でございます。

8目地域ケア会議推進事業費、支出済額46万1千741円。地域ケア会議推進事業で、地域ケア会議開催に係る専門職の報奨費や、恐れ入ります、322、323頁をお開き願います。地域ケア会議推進員の続きでございますが、派遣委託料となっております。事業実績は、自立支援ケアマネジメント型の地域ケア会議を9回開催し、44ケースを検討いたしました。また、個別困難事例型の地域ケア会議を2回開催しております。

4項その他諸費、1目審査支払手数料、支出済額2万9千328円、審査支払事業で、国民健康保険団体連合会が行う審査支払業務に係る手数料です。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、支出済額964

万8千157円。介護給付費準備基金積立事業で、31年度決算の剰余金の積立てでございます。

5款公債費、1項公債費、1目利子、支出済額1万7千812円、一時借入金利子でございます。

6款諸支出金、支出済額760万5千207円。1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者還付金、支出済額30万7千510円は、転出や死亡時など、過年度分の保険料分を還付いたしました。

2目第1号被保険者還付加算金の支出はございませんでした。

324、325頁をお開き願います。3目償還金、支出済額729万7千697円。国・府等支出金返還金で、国、府等からの支出金の精算による返還金でございます。

以上、支出についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、300、301頁をお開き願います。

歳入の説明をさせていただきます。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、収入済額2億8千468万8千600円。

なお、不納欠損132万8千320円は、介護保険法第200条第1項の規定による2年間の請求権消滅のため時効となったものでございます。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会共同設置負担金、収入済額635万24円は、認定審査会の共同設置に係る河南町と千早赤阪村の事務負担金の受入れ分でございます。

3款使用料及び手数料、1項手数料、2目督促手数料、収入済額3万7千500円は、383件の督促手数料となっております。

4款国庫支出金、収入済額2億9千471万1千194円。1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、収入済額2億2千790万5千549円は、保険給付費に対する国からの負担金でございます。

2項国庫補助金、収入済額6千680万5千645円。1目調整交付金、収入済額3千784万1千円は、普通調整交付金でございます。

2目地域支援事業交付金、収入済額2千261万2千654円は、地域支援事業に対する国からの交付金でございます。

3目保険者機能強化推進交付金、収入済額221万9千円は、高齢者の自立支援、重

度化防止等に関する取組を支援するための交付金です。

4目介護保険事業費補助金、収入済額169万4千円は、システム整備に対するものでございます。

5目災害等臨時特例補助金、収入済額20万6千円は、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方に減免措置を行うことに対する措置です。

302、303頁をお開き願います。

7目介護保険保険者努力支援交付金、収入済額223万3千円は、介護予防、健康づくり等に資する取組を支援する交付金でございます。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、収入済額3億1千60万5千円、1目介護給付費交付金、収入済額3億147万円は、40歳から64歳の第2号被保険者の保険料で、社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

2目地域支援事業支援交付金、収入済額913万8千円は、地域支援事業に対する支払基金からの交付金です。

6款府支出金、収入済額1億7千18万2千102円。1項府負担金、1目介護給付費負担金、収入済額1億5千862万8千64円は、保険給付費に対する大阪府からの負担金でございます。

2項府補助金、1目地域支援事業交付金、収入済額1千155万4千38円は、地域支援事業に対する大阪府からの交付金でございます。

7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、収入済額3万8千644円は、介護給付費準備基金積立金の利子でございます。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、収入済額1億8千804万7千398円。次の5つの一般会計からの繰入金で、1目介護給付費繰入金、収入済額1億3千963万5千925円。2目地域支援事業繰入金、収入済額1千320万9千217円。3目その他一般会計繰入金、収入済額2千53万9千126円。1節事務費等繰入金、収入済額1千694万7千677円。304、305頁をお開き願います。2節認定審査会共同設置繰入金、収入済額359万1千449円。4目低所得者保険料軽減繰入金、収入済額66万3千130円となっております。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金からの繰入れは行っておりません。

2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、収入済額1千415万3千53円は、平成31年度からの繰越金でございます。

10款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金、収入済額3万2千700円は、第1号被保険者延滞金でございます。

3項雑入、1目第三者行為納付金、収入済額190万7千838円は、国保連合会からの損害賠償金でございます。

3目雑入、収入済額229万7千円は、高齢者の医療、介護等の情報を収集、分析し、地域の健康課題を分析し、第8期計画策定への根拠資料とするもので、交付申請に伴う長寿社会づくり特区事業交付金となっております。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いいたします。

○山田委員長 ここで暫時休憩といたします。再開は放送にてお知らせしますが、13時再開の予定でございます。よろしくお願いいたします。

午後 0時02分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○山田委員長 それでは、再開します。

歳入歳出の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○斧田委員 すいません。本町の徴収率なんですけれども、そちらのほうがどのような状況か教えていただきたいなと思います。あと、大阪府内についてはということでもあれば。

○武部福祉介護課長 本町の徴収率につきまして、まず、特別徴収につきましては100%と。それと普通徴収につきましては94.8%。滞納繰越し分については18.8%と。全体では98.7%ほどとなっております。前年度より0.6ポイント高くなっている状況でございます。

それと、徴収率の府内の順位なんですけれども、すいません、ちょっとこの分につきましては大阪府において順位等の取りまとめがちょっとされておらない状況でございますので、お答えすることは、今のところ、すいません、ちょっとできない状況となっております。

ただ、いずれにいたしましても、今後も引き続き徴収率のアップに努めてまいりたい

と、そういうふうに考えております。

○斧田委員 続きまして、今の徴収率にも関わってくる問題なんですけれども、コンビニ収納の取組状況について、また教えてもらえたらと思うんですけど。

○武部福祉介護課長 コンビニ収納でございますが、令和2年度の実績でコンビニを利用されてはる方が1千280件と、収納金額でいきますと839万6千250円となっております。これは普通徴収の収納額の、今、大体38%ぐらいになっております。

ちなみに、平成31年度の実績では、1千74件でございました。令和2年度は、前年度に比べますと206件の増と。収納金額では748万5千214円、約91万円の増額となっております。

○斧田委員 引き続きコンビニ収納のほうについてなんですけれども、決算書のところで計上されていますけれども、そこら辺の経過というんですかね、教えてもらえたらなと。

○武部福祉介護課長 現在りそなの決済サービス株式会社というところで料区分、料区分といいますのは国民健康保険料、それと介護保険料、後期高齢者医療保険料のこの3つのコンビニ収納代行業務を委託しております。それとあと、税のほうもそうなんですけれども、この3つの保険料区分については、3科目一括で国民健康保険の特別会計に納入されております。収入前に会計課に国民健康保険特別会計から介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計振り分けを依頼している状況でございますが、会計監査委員のほうから各特別会計に保険料が納入されているのというふうなご指摘もあったことから、各保険料区分を3項目に分けたことから、今回の令和2年度の決算書において、コンビニ収納代行業務委託料が発生しているというふうな状況でございます。

○斧田委員 一応コンビニ関連のやつはもうそれで結構なんですけれども、あと、事業の関係で、こういう介護保険のほうと、社会福祉協議会のほうの事業というんですか、委託で大分出してられたと思うんですけども、具体的にこの決算書でいうとどこら辺の事業になるのか。また、その内容をある程度もうちょっと教えてもらえたらと思うんですけど。

○武部福祉介護課長 社会福祉協議会の委託料についてでございます。

主な事業でございますが、すいません、ちょっと決算書の315頁ですね。315頁のサロン送迎委託料ですね。地域介護予防の活動支援事業のところでございますが、サロン送迎の委託料で、これは決算額としましては301万620円というふうな形で、

社会福祉協議会、それと各交流サロン等への移送というふうな形のサロン送迎の委託料でございます。

それと、同じく315頁の地域リハビリテーション活動支援事業の委託料としまして、決算額291万6千500円でございます。これにつきましては、地域での介護予防に係る運動指導士による支援事業で、元気ぐんぐんトレーニングとか、あと高齢者交流サロンなど地域リハ活動への支援に係る委託料となっております。

それと、すいません、決算書の321頁になります。生活支援体制整備事業中の生活支援コーディネーターの委託料でございます。これにつきましては、決算額769万9千250円ということで、例えば単身や夫婦のみの高齢者世帯、それと認知症の高齢者が増加する中、医療・介護サービスだけではなく、地域住民に身近な存在である行政が中心となって、生活支援のサービスを担うような様々な事業主体と連携しながら、手厚い日常生活の支援体制を図っておる状況でございます。

○斧田委員 この事業というんですかね、今聞かせてもらっている中で、サロンの送迎等の関係も含めてなんですけれども、やはりコロナの影響というんですか、かなり出ていたのではないかなと思うんですけれども、金銭的な影響とかそういうのは中々分かりにくいでしょうけれども、福祉センターの利用者を含め、サロンの関係者から何か声というか事務局のほうで聞かれているのがあれば、教えてもらえたらと思います。

○武部福祉介護課長 やはりこのコロナ禍の中、福祉センターが閉館が続いております。やはり窓口でも福祉センターを開けてほしいなというふうなことは、やはり聞いております。

今後コロナが収束するというのであれば、早急に福祉センターも開館できたらなというふうに考えており、高齢者の行き場といいますか、憩いの場が開催されればいいというふうな形で願っているところです。

○斧田委員 はい、ありがとうございました。

○山田委員長 ほかにございませんか。

○辻本（博）委員 すいません、311頁の介護サービス等給付費用のところですが、居宅介護サービス、家でやっていただくための要介護の5の方とか、もう大変な方もおられると思いますが、このサービス、ちょっと具体的な内容をちょっと教えていただけますでしょうか。

○武部福祉介護課長 すいません、失礼しました。

居宅サービスにつきましては、実際に訪問介護であったりとか訪問入浴介護等々を、実際にヘルパー等々が自宅に出向いていろんな支援等々を実施する、主にそういうふうな事業となっております。

○辻本（博）委員 何かからの、家でするので、いろんなサービスというのが設置していただくとか、そういうのも、そういう取組はされているんでしょうか。

○武部福祉介護課長 恐らく住宅改修等のことかなと。

○辻本（博）委員 はい、それも込みとして。

○武部福祉介護課長 して。はい。

住宅改修につきましては、例えば要介護度において、いろいろ体の状況等に応じて、例えば手すりをつけたりとか、あと段差改修等のほうを実施はさせていただいております。

ケアマネ等々からの理由書等を出していただいて、実際にちよつとうちの福祉介護課の中でも審査させていただいて、実施させていただく形は取っております。

○辻本（博）委員 すいません、ちよつとうちの支援者の方でも大変な方々が多いので、またいろいろとよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○山田委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 303頁かな。災害等臨時特例補助金、これ、何件ですか。

それと、国保であったらもう免除になるんですが、介護も最高は免除になるんですか。

○武部福祉介護課長 303頁。

○西田委員 この災害等臨時特例補助金というのは、コロナ対策の分ではないんですか。

ごめんなさい。

○武部福祉介護課長 この分につきましては、コロナ等の影響で実際に減額等をさせていただいた減免の分の入りというような形になります。

○西田委員 なので、それが何件で、国保のように最大免除、ゼロになるんですか。

○武部福祉介護課長 コロナ減免に関しましては、まず、ちよつと件数のほうなんですけれども、令和2年度でございますが、申請件数が4件というふうなことで、補助決定額が31万5千940円のような形になっております。

実際に、内容なんですけれども、コロナの影響で収入が減少した方が対象というような形になっております。

実際に、生計を主として維持する方は、例えばコロナの影響により死亡または重篤な

病傷を負った場合は免除というふうな形になります。

それと、同じく生計を主として維持する方が事業収入それと不動産収入等いずれかの減少額が前年の収入の10分の3以上であって、かつ減少することが見込まれる事業収入に係る、すいません、ちょっとややこしいんですけども、所得以外の前年の所得金額が400万円以下である場合は減額させていただいております。

それと、ただし、事業等の廃止、あと失業の場合は前年の合計所得にかかわらず減額の場合は10分の10としております。

以上です。

○子安健康福祉部長 今、担当課長のほうから答弁をさせていただいたとおりでございますけれども、ご質問にありましたように、国保、後期とコロナ減免に関しましては、基本的な制度設計、これは同一のものとなっておりますので、基本的には同じものというふうにお考えいただいたら結構なものです。

○西田委員 その分の補助金の20万6千円と、今おっしゃった31万5千940円との差額は何になるんですか。

○武部福祉介護課長 すいません、実際に当初令和2年度の分の実績として、この金額補助決定額のほうを上げさせていただいているんですけども、実際に年度末に申請等々来られて、年度がちょっと過年度分として扱ってしまっている件数もございますので、その差額が出ている状況でございます。

○西田委員 はい、ありがとうございます。

これはちょっと、説明資料の11頁の夜間休日総合相談、夜間でも相談できるんやと思って、在宅介護支援センターはどこに委託しているんですか。

○武部福祉介護課長 美野の里のほうに委託をさせていただいております。

○西田委員 ありがとうございます。

それで、今さらのことを聞くんですけども、国保は1年間どれぐらい医療にかかるんやということで予算を立てて、これはもう分からへんけど、1年かかるかからへんか分からへんけど、これぐらいの伸びもあるやろうなと思って、1年を見て予算を立てますけれども、介護保険はどういう基準で保険料を算定しているのか、今一度ちょっと基本を教えてください。

○武部福祉介護課長 令和2年度の決算におきましては、第7期の事業計画を基に保険料等々を決定しております。その中で、各年度ごとに保険給付費の伸び、サービス利用に

伴う保険給付費の伸び、それと高齢者人口等々を計算しながら、それぞれの年度の保険料を決定させていただいているというふうな状況でございます。

○西田委員 それを3年見て保険料を決定しているんですね。

○武部福祉介護課長 はい、3年を、はい、1期として計算させて。

○西田委員 だから、本当に1年でも予測するの大変やと思うんですけども、3年見込んでということで、今回のように、コロナなんかきつと3年前、予算額が3年前のときには考えてもなかったと思うんですけど、第7期の初めね。それからあと、お金を1回借りたことがあるではないですか。富田林市の合併のときに、介護保険料を安く設定し過ぎて。そんなことがないように、赤字で終わりにたくないということも考えて、第7期の保険料は決定されたと思うんですけども、だから、328頁、それが残ったお金になっていると思うんですが、そうやって、分かれへん、分かれへんなりにも3年でちゃんと計算できるように頭を悩ませたのに、1億1千861万8千561円、これ、これまででも最大の額やと思うんですが、これだけ残った理由はどうお考えですか。

○武部福祉介護課長 令和2年度におきましては、3千911万9千円の歳入歳出額を令和3年度へ一応繰越しとさせていただいておるんですけども、実際に毎年国において大阪府への返還金及び、それと政策交付金を精算後、介護給付費の準備基金に積み立てているというふうなところでございますので、実際に国等から入ってくる給付費等の精算額が、ちょっとすいません、額が前後しておる状況なんですけれども、実際に、委員おっしゃるように、当初コロナの状況等は全然把握はできなかったんですけども、毎年の積立金は増額というふうな形になっておる状況でございます。

○西田委員 この年度だけで今まではなかったかどうかもちょうと覚えていないんですけども、割に最初のほうの附属説明資料でおっしゃったのが、ほぼ計画どおりに進んだ、ほぼ計画どおりに進んだのであったら、こだけ残るのはどうかなと思うんですけども、では、それちょっと、計画どおりに進んでいるけど、3年であつたら何かあつたらあかんかもしれんからということで、多めに見繕ってるという計算間違いが最終に出てきたということですか。

○武部福祉介護課長 実際に、先ほど言いました第6期から第7期に計画を作成する際、第7期の3年間の、要は高齢者の伸び、それと給付費の状況等を鑑みながら、当時第7期のほうを策定させていただいている状況なので、特に計算間違いというふうなことではないというふうに考えております。

○西田委員 ちょっと意地悪っぽく言っていますけど、いやいや、分かっているんですよ、本当にね、予防に力を入れているって。それを、だから予防に力を入れたから、本当であつたら100万円かかったのがこのおかげで50万円になったとか、そういう計算は、やってもないから出てこないと思うんですけども、そういうこともあつて残ったというのもあるんですが、それにしちゃ残り過ぎやというところでは、赤字にならないようにちょっと多く見積もり過ぎたん違うのかなというのもしやっぴり心のどっかで思ってもらわなあかんと思うんですよ、本当に。

もし、もしですよ、そやけど、今度はべたべたで組んで、また、思いも寄らないぐらいに施設入所者が増えて、だから足らなくなったら、それは大阪府に借りるしかないではないですか。もし借りたら、これ、利子を取られるんですよ。

○武部福祉介護課長 例えば、財政安定化基金から貸付けを受けることとなった場合、その返済分については次期介護保険料、決算時においては第8期の保険料にはなるんですけども、次期介護保険料にこれは上乘せされるというふうなことになります。ですので、結果的には次期保険料の増額を招くことになるというふうなことになります。

○西田委員 それは借りたのを返す、元金を返さなあかんのやけど、利子はつきませんよね。

○武部福祉介護課長 はい、利子はつかないと聞いております。

○西田委員 本当にたくさん残ったと思うのと、それで、意見書、監査委員の分ですか、その21頁に、だから、令和という21頁の一番最後、4番、令和3年度末の基金現在高予定についてで、またたくさん増えるんやと。これはもう令和3年度が入っていて1年分があるから、3年の計算の1年目はちょっと多めに取って残しましょうということで、現在高の予定は1億4千371万1千円ということですか。

○武部福祉介護課長 すいません、21頁。

○西田委員 うん。意見書。決算審査意見書です。

○武部福祉介護課長 実際に、令和3年度の予定といたしまして、国、府からの支出金が、またこれ、返還金等々精算分も含めて精算させていただいた後、最終的には令和3年度につきましては、1億3千771万円ほど3年度の積立金の予定というふうな形になっております。

○西田委員 令和3年度末は、一番右端になるんですよ。1億4千。

○武部福祉介護課長 はい、そのとおりでございます。

○西田委員 それは、令和3年度やから第8期が始まっている、この1年分はちょっと多めに取って、残った分も入れたら令和3年度末はこんだけのお金になっている、1億8千万円を超える金額になっているということですか。

○武部福祉介護課長 多めに取っているという、ちょっとすいません、形ではないんですけども、実際に2年度末で1億1千861万9千円という残高がございます。

その中で、実際に、ちょっと当初の給付費の交付申請の際、これぐらい伸びがあるだろうというふうなことで、当初の交付申請の際には当時の予定の給付以外等々の申請等をさせていただいている状況でございました。ただ、やはり精算通知の中で、件数等は当時の実際の件数がやはり、給付額もそうですが、若干の差がやっぱり出てきてしまったというふうなことで、返還金または交付金等々が発生しているというふうな状況でございます。

○西田委員 だから、令和3年、決算で締めたら、1億1千861万8千561円やったけど、そういう差額のまだ、締めておきながらも、令和2年締めておきながらも、まだ動いているものがあるから、実際の令和2年度の残ったお金が1億4千万円と言っているの。ちょっと分からへん。

だって、介護保険、余ったお金はありませんというけど、3年で計算するから、今まで説明したのは、3年でそんだけ要るんであったら、1年目はちょっと少なくて、2年目でとんとんになって、3年目はちょっと増えて、この1年残った分は3年に積んで、平準になっていくと言うたから、このお金にはその分が、残った分が積んだやつが、令和3年度末やったね。この、今進んでいるやつの末のお金がこの金額ですという数字なんですか。

○武部福祉介護課長 過去からの基金残高については、まずは令和2年度の末分残高ということで、実際に1億1千861万9千円あるというふうな形になります。

それと、先ほど言いました令和3年度になりますと、3年度の予定額といたしましては、21頁の一番右側に1億4千371万円というふうな形になるんですけども、その中で、先ほど言いました実際の国・府等一部費等の精算金が見込まれて、発生しますので、それは精算後が一番右端の令和3年度の末の予定額というふうな形になります。

○西田委員 本当は、その精算がマイナスというたらマイナスやけど、プラスであったら、それは令和2年度の決算の基金に、本当はそれが精算できていたらもっとあったということですね。

○武部福祉介護課長 はい、そのとおりです。

○西田委員 でも、ここの数字ではそうやって、328頁ではそう書いているし、実際精算し終わったときには1億1千800万円、これよりもようさんこの第7期では残したという認識でいいんですね。

○武部福祉介護課長 はい、実際はそういうふうな形になります。

○山田委員長 もういいですか。

○西田委員 はい。

○山田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第5号を原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田委員長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号、令和2年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定することに決しました。

次に、認定第6号、令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

歳入歳出を通して説明を受けたいと思います。

本件について、説明を求めます。

○松岡保険医療課長 それでは、私のほうから、認定第6号、令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、内容のご説明を申し上げます。

それではまず、附属説明資料をお願いします。

1頁でございますが、歳入からご説明申し上げます。

歳入合計2億2千551万5千円で、前年度と比べて2千393万円、11.9%の増となっております。

まず、保険料ですが、1億8千65万1千円。これは、令和2年度は保険料率の改定があったこと、また、被保険者数の増加に伴い、前年度と比べて2千36万8千円、12.7%の大幅な増となっております。

次に、一般会計繰入金ですが、3千847万5千円で、対前年度比309万8千円、8.8%の増となっております。増の要因としましては、コンビニ収納が一定普及していることによる事務費で、26万4千円、8.1%、また、給付費利用者の保険料軽減の段階的見直しに伴う保険基盤安定繰入金では、前年度と比べて283万4千円、8.8%の増となっております。

また、諸収入につきましては、前年度に続きまして令和2年度も収入はございませんでした。

次の国庫補助金は、税制改正の所得及び基礎控除額の見直しによる影響が保険料に生じないようシステムの改修を行った委託料で、19万8千円皆増となっております。

次に、中段左以降なんですけれども、歳出でございます。

歳出合計2億1千853万3千円で、対前年度比2千313万1千円、11.8%の増となっております。総務費でございますが、一般管理費では、先の国庫補助金による電算機器のシステム改修委託料の増により、対前年度比26万4千円、12.1%増の245万1千円となっております。一方、徴収費はコンビニ収納に係る経費の増加などにより、前年度比22万円、20.8%増の127万9千円となり、総務費全体では48万4千円、14.9%増の373万円となっております。

次に、広域連合納付金ですが、前年度と比べまして2千246万8千円、11.7%増の2億1千441万1千円となっております。これは、歳入で申し上げましたとおり、令和2年度は保険料率の改定があったこと、また、被保険者数の増加に加え、特例軽減の段階的見直しに伴い保険料収入が大幅に増加したことによるものとなっております。

また、この広域連合納付金の財源につきましては、納付していただきました保険料に加え、一般会計からの保険基盤安定繰入金で賄っております。

なお、歳入歳出差引額698万2千円の黒字となっておりますが、これは3月分の保険料収納相当額であり、令和3年度に繰り越し、広域連合納付金として納付する財源でございます。

次に、2頁でございます。

2、被保険者数の状況ですが、令和2年度末時点でございますが、1千942人とな

っており、前年度より31人、1.6%の増加となっております。

次に、3、保険料の収納状況でございますが、収納率のうち年金からの特別徴収は100%で、普通徴収の現年度分は99.8%、特別徴収と普通徴収の両方を合わせた現年度合計で99.9%の収納率となっております。

また、表の中央の列、還付未済額23万4千988円につきましては、保険料収納後に異動や死亡等によりまして保険料の還付が発生しますが、その年度内に処理ができなかった分を計上しております。右隣の不納欠損額8万2千585円は、被保険者の死亡や生活保護開始などにより欠損処理をしております。

4、保険料の賦課状況でございます。まず(1)保険料賦課料率等及び賦課限度額は、2年に1度の改定があり、令和2年度は均等割が5万4千111円、所得割が10.52%、賦課限度額は64万円となっております。

なお、令和3年度におきましても、同じ保険料率となります。

次に、(2)保険料軽減の状況ですが、7割、5割、2割に加えて被用者保険の旧被扶養者を加えた合計で、前年度に比べ50人増の1千159人で、全体の59.7%の方が軽減を受けておられるという状況でございます。

なお、年金収入が80万円以下の方の特例軽減の対象者数は431人となっており、前年度と比べ8人の減となっております。

また、軽減後1人当たりの保険料は本算定時点で9万2千4円でございます。

以上で附属説明資料の説明を終わらせていただきます。

続きまして、決算書のほうをお願いいたします。

歳出のほうからご説明申し上げます。

決算書の344、345頁をお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、支出済額245万1千296円は、被保険者証や限度額認定証の郵送料、電算システムに係る自治体クラウド利用料となっております。

2項徴収費、1目徴収費、支出済額127万8千678円は、納入通知書や督促状等の印刷代及び郵送料のほか、納入通知書や保険料の納付確認書の作成及び封入封緘作業等の業務委託料となっております。

2款広域連合納付金、1項広域連合納付金、1目広域連合納付金、支出済額2億1千441万1千18円は、保険料及び保険料の軽減分として保険基盤安定繰入金を広域連

合へ納付しております。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金、支出済額 3 9 万 2 千 4 0 7 円は、過年度分の保険料に係る還付金でございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に歳入でございます。1 頁お戻りいただきまして、3 4 2、3 4 3 頁をお願いいたします。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料、収入済額 1 億 5 7 9 万 3 千 6 2 7 円となっております。2 目普通徴収保険料、1 節現年度分、収入済額 7 千 4 7 3 万 9 千 2 1 円、2 節滞納繰越分、収入済額 1 1 万 8 千 2 9 8 円となっております。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目督促手数料、収入済額 8 千 4 0 0 円となっております。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金、収入済額 3 5 1 万 2 7 4 円は、歳出の総務費に充当しております。

2 目保険基盤安定繰入金、収入済額 3 千 4 9 6 万 4 千 2 8 9 円は、政令軽減を受けている 1 千 1 5 9 人分の保険料軽減額を一般会計から繰り入れるものでございます。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、収入済額 6 1 8 万 3 千 3 3 3 円は、平成 3 1 年度からの繰越金でございます。

5 款諸収入につきましては、令和 2 年度の収入はございませんでした。

最後に、6 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目高齢者医療制度円滑運営事業費医療費補助金、収入済額 1 9 万 8 千円は、税制改正に伴うシステム改修費用に係る補助金でございます。

令和 2 年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明につきましては、以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご認定賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○山田委員長 ただいま、歳入歳出の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○斧田委員 先ほどの国保特会のほうと同じような状況というのがここでもあるのかとい

う内容なんですけれども、住民1人当たりの医療費なんですけれども、府内での状況と
いいますと、どんなものでしょうか。

○松岡保険医療課長 太子町の医療費なんですけれども、1人当たり医療費でございます
が、91万7千955円となって、これ、費用額ですので、10割費用になっておりま
す。これにつきましては、大阪府内では最下位の43番目となっておりますので、国民健
康保険でも説明させていただいたように、保険料がそこそこ、やっぱり所得の関係で高
い感じがします。

医療費については、今までのこれは町の取組というんですかね、健康維持に係る事業
が功を奏しているのかなというふうに思います。

それであと、大阪府全体で見るとどうなるのかということなんですけど、大阪府全体
でいうと、ちょっとお待ちください。

はい、すいません、1人当たりの医療費の状況ということで、大阪府でいくと、ちょ
っとまた、平成30年度分までしかないんですけれども、実際のところ、その年で、全
国で見ますと7位。その前の年、平成29年度では6位。28年度も6位。全体的に医
療費が高いという状況でございます。

以上です。

○斧田委員 はい、ありがとうございます。

○山田委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 国保と介護と一緒に、後期もコロナの減免があったと思うんですが、これに
ついては歳入に災害等臨時特例補助金がありませんが、やっぱり年金からで3割も減っ
てという人がいらっしゃらなくて、コロナ減免にかかっている方はいらっしゃらないと
いうことですか。

○松岡保険医療課長 そうですね、国保、介護と違いまして、災害時特別臨時交付金、臨
時補助金ですね。それは上がっていないという形になりますけれども、実際におきまし
ては、コロナウイルス感染症による後期高齢者医療の保険料の減免ということで、太子
町では、平成31年度2人、2年度で2人、現在3人ということになっています。

この会計につきましては、元々その母体が高齢者広域連合のほうになってしまいました
ので、太子町に直接その補助金が入るというような仕組みにはなってございません。

その点、ちょっとご留意のほうはよろしく申し上げます。

○西田委員 ありがとうございます。

先ほど斧田委員の質問で、医療費は大阪府は高いんやよということ、ですから、保険料も全国的に高かったと思うんですが、令和2年、3年度の被保険者1人当たりの平均保険料額、月額が欲しいんですけど、月額幾らかご存じでしょうか。

○松岡保険医療課長 保険料の質問です。

令和2年度の、太子町ベースなんですけれども、太子町の保険料につきましては、月額ベースで7千667円、年額にしますと9万2千4円ということで、これは令和2年度の7月本算定時の数字となります。

○西田委員 ありがとうございます。

中々見えてこないと思うんですが、後期高齢者でいけば、国保ほど予算に比べて医療の診療控えとかは見えてこないんですか。どうなんでしょう。

○松岡保険医療課長 後期高齢者医療の新型コロナウイルスに関する受診控えの状況ということなんですけれども、まだ2年度決算が出ておりませんので、こちらのほうで確認できるのが30年度と31年度の状況でございます。

ちょっと数字を羅列してしまいますけれども、平成30年度につきましては、大阪府内の件数ベースで4万6千986件、費用額ベースで16億3千682万8千959円、平成31年度におきましては、件数、プラス増なんですけど、5万971件、費用額については17億831万4千189円。これを見ますと、単純比較では影響は見られません。

ただ、1人当たり費用額を見ますと、平成30年度につきましては92万1千969円、平成31年度におきましては91万7千955円となっており、これは被保険者数が徐々に増加している中で、1人当たりの費用額は減少しているということを見ても、受診控えが若干見られるのかなというふうに考えております。

○西田委員 ありがとうございます。

この保険料を払うということも続けてずっとやねんけど、国保も高い、介護も高い。後期高齢者は、できたときは軽減策をもって、そんなに払わなくていいよというところから始まっていますが、特例がどんどん払われてきて、今、平均保険医療で、太子町でいけば7千667円。これって大概の金額やと思うんですが、払わなあかんようになっていて、だけど、資料にありますように、何らかの軽減を受けている人が6割近いという数字があるではないですか。この中で、まだできていないし、これから先のことなんですけれども、国のほうでは年金生活者や所得の少ないこの高齢者、窓口で払う料、こ

れもそんなようさん払わんでいいですよって1割負担だったんですけれども、2倍化しようとしているのではないですか。こんなことされたら、太子町の住民さん、75歳以上の方の高齢者の暮らしとか、もう病院に行くのやめようかなと思って、命に関わることになるんですけれども、もしそういうふうに、保険料は高いし、窓口に行ったら医療費を支払うのが高かったら、そういう制度にどんどん改悪されたら、住民さんが大変になるなという認識はお持ちでしょうか。

○松岡保険医療課長 今、自己負担の2倍、それに伴いまして受診控えが増えたりする、どう思われるのかということです。

今現在の人口の構成を見ますと、少子高齢化が急速に進んでいる状況で、生産年齢に保険料現役世代がやっぱり減少しております。その中で、後期高齢者医療制度は、負担と給付のバランスを取りながら、必要に応じて制度の見直しをしているものの、先ほど質問にもございましたように、今後においても様々な改正が見込まれるということなど、取り組むべき課題があるということは認識しております。

これからの人口構成も踏まえますと、制度を支える現役世代の理解を得ることが不可欠でございます。当然負担能力のある方には相応の負担をいただくことで、後期高齢者支援金の負担を軽減し、現役世代の保険料負担の上昇を抑えることは重要なというふうに考えています。

しかしながら、軽減の対象者や軽減額、実際比較した数字は、今、答弁しておりませんが、これを見ますと、被保険者数が増加し、それに伴い特例軽減もなくなるのが、実際に基盤安定等々で繰り入れる枠というのは、2年度と平成31年度を見ますと、逆に増えている状態にあります。これを見ますと、収入の少ない被保険者が増加しているということも考えられます。その中で町としてできることは、大阪府の後期高齢者医療広域連合と連携を密にしながら、制度の円滑な運営といたしますか、制度の改正等々を満たして、意見を要望してまいるという姿勢で臨みたいというふうに考えております。

○西田委員 本当に保険料を払われへんで、お医者さんにかかれへんで、お亡くなりになるような人があったら困りますし、ところがこの普通徴収と特別徴収がありますから、年金から天引きされると中々もう残ったお金でやっていけということで、大変やろうなと思うんです。

先ほど負担と給付のバランス、現役世代の方も高齢者の医療分とかを見るのは大変やからって、そういうところを見て国は制度改正もしていると言いますが、やっぱり2

割負担にしたって、現役世代、どれぐらい、2割負担の高齢者も大変やけど、私らちょっと楽になったわというその金額を計算したら、1人当たりたった月30円。30円下がって、負担軽減と言いますよね。だけど、このことをすることによって、国と自治体は公費だけで1億1千40万円減らせるんですって。統一のそんなん、計算の中で。

だから、誰が得するという事はないですけども、誰が富めるかというたら、国や自治体だけで、現役世代も楽にはなれへんし、高齢者には負担を押しつける。そういうのが来年10月から高齢者の医療費負担、2倍というのを考えているのが今の政権で、コロナ禍の中でやったらあかんことをやっているんやなというのが改めてよく分かる話だと思っております。

ぜひ、大阪府だってお金を貯めることが仕事ではないと思いますので、コロナ禍の中では基金を崩してでも、ちょっとでも、それだけでも全国でも高いんですから、引き下げるとか据置きとか、努力をした令和2、3、4年度を迎えられるように声を上げていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○山田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。

○藤井委員 よろしく申し上げます。認定第6号、令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

65歳以上の介護保険料は、この4月から全国平均で基準額が月6千円を超えました。太子町でも6千480円で、2000年の制度発足時は2千925円でしたから、約2.2倍も高くなっています。

75歳以上の医療費保険料も、改正の度、上昇しており、2020年度、2021年度の被保険者1人当たり平均保険料額月7千667円です。介護保険料を払い、後期高齢者医療保険料を払えば、残った年金はあと僅かです。年々下がっていく状況で、6割近くの方が減免制度を受けている収入で、高齢者の負担は限界です。

ところが、これで高齢者いじめが終わるわけではありません。現在、75歳以上の窓口負担は、現役世代並みの所得のある一部の人を省いてかかった医療費の1割の負担と

なっていますが、来年10月から1割を負担する人のうち年金などの収入が単身で200万円、夫婦2人なら320万円以上などの条件を満たす約370万人について2割に引き上げる法律が強行されました。政府は、2割負担による受診抑制で医療給付費が1千50億円減ると試算しています。高齢者にとって、通院や薬を減らすことは病状悪化に直結します。必要な医療を受けられなくなることを前提にした負担増は許されません。2割負担導入は、断固撤回すべきです。

政府は、同時に現役世代の保険料負担の軽減を強調します。しかし、現役世代の負担軽減額は1人当たりたった月30円です。最も削減されるのは国、自治体の公費1千140億円で、公的な社会保険保障費の削減を推進するものです。国に求められているのは、何より減らしてきた高齢者医療の国庫負担割合を元に戻すことです。

厚労大臣は現役世代の負担軽減策を問われ、安定的な制度にするには弥縫策では難しいと答えました。2割負担、3割負担の対象拡大を含む限りない負担増と給付抑制を宣言するものです。コロナ禍でも大もうけしている大企業や富裕層に応分の負担を求め、社会保障財源を拡充し、国民が安心できる福祉制度の充実、医療、介護の制度にすることが急務です。

高齢者に負担を押しつける、世界でも例を見ない高齢者いじめの後期高齢者医療制度の廃止を求め、反対の討論とします。

○山田委員長 ほかにございませんか。

討論を許します。

○辻本（博）委員 認定第6号、令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

少子高齢化が急速に進展し、生産年齢である現役世代が減少していく中で、後期高齢者医療制度は負担と供給のバランスを取りながら必要に応じて制度の見直しをしているものの、今後においても様々な改正が見込まれるなど、取り組むべき課題は山積していると思われまます。

また、これからの人口構成も踏まえ、全ての世代の方々に理解が得られる持続が可能な社会保障制度として、次世代に引き継ぐことが求められています。

後期高齢者医療制度を持続可能なものとするためには、制度を支える全世代の理解を得ることが不可欠であり、負担能力のある方には相応のご負担をいただくことで、後期高齢者支援金の負担を軽減し、現役世代の保険料負担の上昇を抑えることも重要です。

本町の令和2年度予算の執行は、制度の趣旨にのっとり、全般にわたり適切な事業運営をされており、一定評価できるものと考えます。引き続き大阪府後期高齢者医療広域連合と連携を密にし、制度の円滑な運営を続けることを要望いたしまして、本決算の賛成討論といたします。

○山田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

認定第6号を原案どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立6名・反対2名)

○山田委員長 起立6名、反対2名、賛成多数でございます。

よって、認定第6号、令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決しました。

次に、補正予算案件の議案第28号、令和3年度太子町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、これを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

○松岡保険医療課長 議案第28号、令和3年度太子町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、内容のご説明を申し上げます。

令和3年度太子町国民健康保険特別会計補正予算書の1頁をお願いいたします。

第1条、第1項予算の総額でございます。規定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1千408万8千円追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2千287万2千円とするものでございます。

次に、歳出の内容でございます。

恐れ入ります。8頁、9頁、お願いいたします。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金、補正額1千220万9千円は、24節積立金で、前年度の繰越金のうち8款の町支出金に計上いたしております国・府支出金等返還金に充てた残余を計上し、財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、8款町支出金、1項町負担金及び還付加算金、3目償還金、補正額187万9千円は、22節償還金利子及び割引料の国・府支出金返還金で、187万9千円計上し

ております。これは、前年度の特定健診等の医療費の確定を受けて超過交付となった国・府負担金を返還するものでございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入でございます。

恐れ入ります。1頁お戻りいただきまして、6、7頁お願いいたします。

7款繰越金、1項繰越金、1目前年度繰越金、補正額1千408万8千円は、令和2年度からの前年度繰越金でございます。

令和3年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の内容の説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○山田委員長 ただいま、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 国保も、先ほどちょっとややこしいことをいろいろ言っていましたが、2年度の決算が8千981万7千505円やけどという、いろいろ精算していたら、この今出た分、1千220万9千円か。それは令和2年度で残ったお金とっていいということですか。

○松岡保険医療課長 はい、そのとおりです。

○山田委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○山田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○山田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第28号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○山田委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号、令和3年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第29号、令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○武部福祉介護課長 それでは、議案第29号、令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

それでは、精算書の令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算書1頁をお開き願います。

第1条、第1項、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5千73万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億3千575万6千円とするものでございます。

それでは、補正予算書の8頁、9頁をお開き願います。

歳出から説明させていただきます。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備金積立金、補正額2千509万1千円は、令和2年度の決算繰越金から国、府、及び支払基金からの負担金及び令和2年度の低所得者保険料軽減事業負担金等を精算し、残金を介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、補正額2千564万1千円は、国、府及び支払基金への返還金で、前年度の介護給付費に係る負担金及び地域支援事業に係る交付金の精算によるものでございます。

1枚めくっていただきまして、6頁、7頁の歳入でございます。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額1千131万5千円は、前年度の介護給付費に係る負担金の精算に伴う追加交付分でございます。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目低所得者保険料軽減負担金、補正額29万9千円は、前年度の低所得者保険料軽減に係る負担金の精算に伴う追加交付分でございます。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額3千911万8千円は、令和2年の決算の歳入総額から歳出総額を差し引きました繰越金でございます。

以上で、令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）の内容の説明を終わ

らせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○山田委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 では、これも一緒に、さっきもう、ちょっと先走って今度は言っちゃっていた部分になるのかもしれませんが、結局令和2年度、精算したら、1億4千371万1千円が基金として残ったお金ですということになるんですか。

○武部福祉介護課長 はい、そのとおりでございます。

○山田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第29号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号、令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案どおり可決することに決しました。

次に、請願第2号、「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂をあらゆる埋立に使用しないよう求める意見書」の提出を求める請願、これを議題といたします。

本件について紹介議員に説明を求めます。

○西田委員 この請願の説明をさせていただきます。

内容につきましては、開会の日には要旨を説明させていただきましたので、ご存じということで省略させていただきますが、私と藤井千代美議員が紹介議員になりまして、「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂をあらゆる埋立に使用しないよう求める意見書」の提出を求める請願、これは住民の岡野秀子さん、柿沼康隆さん、高谷一二三さん、美佐

田和之さん、湯川恭さん、この5名から出されているものです。ぜひご賛同いただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○山田委員長 それでは、本請願の取扱いについて、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○建石委員 1つだけ確認なんですけれども、この表題の中に「あらゆる埋立に使用しない」と表されているんですけれども、これは詳しく言えばどういうことふうにとったらいいんですか。

○西田委員 もう一つ、この分と一緒に意見書もあったと思うんですが、そこにはその文言がなかったと思うので、私も紹介議員になるときにこれをお尋ねしたんです。

書かれていることは、沖縄のことを書いていますけれども、沖縄のみならず日本各地でし、これは辻本馨議員に教えていただいたんですが、そういう遺骨があるのは何も沖縄に限らず、あらゆる、フィリピンだったりとかもありますし、全て含んで言ってほしいなど。沖縄1つの問題ではなくて、日本国全体で考えることの1つとして、日本の土やから、沖縄の土を使わんで、ほな日本の土でええんか、そこに遺骨があってもええんか、そこに遺骨があってもええんかというのと、それも駄目やからという思いも含めて、「あらゆる」と書かせていただきましたとおっしゃっていました。

○建石委員 ということは、今、ミャンマーと辺野古の部分に関しては別の問題として理解すればいいわけですね。

○西田委員 すいません、別の問題ということは、基地をどうすんねんとか、辺野古を守れ、守れないとか、そういうことは置いといてということで。逆質問になってすいません。でしょうか。

○山田委員長 いいですか。

○建石委員 はい、いいです。

○山田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

請願第2号、「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂をあらゆる埋立に使用しないよう求める意見書」の提出を求める請願について、採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(起立8名・反対0名)

○山田委員長 起立8名、反対ゼロ。

よって、賛成多数でございます。請願第2号、「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂をあらゆる埋立に使用しないよう求める意見書」の提出を求める請願は、本委員会では採択とすることに決しました。

以上で、本日の審議事項は全て終了いたしました。

これにて委員会を散会させていただきます。

本日はお疲れさまでございました。

午後 2時13分 閉 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

福祉文教常任委員長 山 田 強